

平成 2 2 年玉村町議会第 2 回定例会会議録第 1 号

平成 2 2 年 6 月 3 日（木曜日）

議事日程 第 1 号

平成 2 2 年 6 月 3 日（木曜日）午前 9 時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 報告第 1 号 平成 2 1 年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 2 号 平成 2 1 年度玉村町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 3 号 平成 2 1 年度玉村町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）
- 日程第 9 承認第 2 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）
- 日程第 1 0 承認第 3 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 1 1 承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 2 1 年度玉村町一般会計補正予算（第 9 号））
- 日程第 1 2 承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 2 1 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 1 3 承認第 6 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 2 1 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 1 4 承認第 7 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成 2 2 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 1 5 承認第 8 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（和解について）
- 日程第 1 6 議案第 3 0 号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 3 1 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 3 2 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について

- 日程第 1 9 議案第 3 3 号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 3 4 号 玉村町消防団の設置等に関する条例及び玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 3 5 号 平成 2 2 年度玉村町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 2 議案第 3 6 号 平成 2 2 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 3 議案第 3 7 号 財産の取得について
- 日程第 2 4 議案第 3 8 号 損害賠償額を定めることについて
- 日程第 2 5 議案第 3 9 号 損害賠償額を定めることについて
- 日程第 2 6 同意第 2 号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 2 7 意見第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 8 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	島田 榮一 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	浅見 武志 君	14番	石川 眞男 君
15番	三友 美恵子 君	16番	宇津木 治宣 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副 町 長	横堀 憲司 君
教 育 長	新井 道憲 君	総務課長	重田 正典 君
税 務 課 長	新井 淳一 君	健康福祉課長	松本 恭明 君
子ども育成課長	筑井 俊光 君	住 民 課 長	井野 成美 君
生活環境安全課長	高橋 雅之 君	経済産業課長	高井 弘仁 君
都市建設課長	横堀 徳寿 君	上下水道課長	原 幸弘 君
会計管理者兼会計課長	小林 訓 君	学校教育課長	大島 俊秀 君
生涯学習課長	川端 秀信 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	佐藤 千尋	庶務係長兼 議事調査係長	石関 清貴
主 査	関根 聡子		

○議長あいさつ

議長（宇津木治宣君） おはようございます。本日ここに、平成22年玉村町議会第2回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、何かとご多用の中、ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど町長より説明がなされますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられるよう切望するところであります。

うっとりしい梅雨の季節となりますが、議員各位には十分ご自愛の上、議会運営に格段のご協力を賜りますようお願いを申し上げて、開会のあいさつといたします。

○開会・開議

午前9時開会・開議

議長（宇津木治宣君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年玉村町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第1 諸般の報告

議長（宇津木治宣君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による随時監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。3月から5月に実施した監査・検査の結果については、お手元に配付したとおりであります。

次に、議員派遣終了報告書が提出されております。研修内容等は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第2 会議録署名議員の指名

議長（宇津木治宣君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第120条の規定により、13番浅見武志議員、14番石川眞男議員の両名を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議長（宇津木治宣君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る5月27日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長長の報告を求めます。

齊藤嘉和議会運営委員長。

〔議会運営委員長 齊藤嘉和君登壇〕

議会運営委員長（齊藤嘉和君） おはようございます。平成22年玉村町議会第2回定例会が開催されるに当たり、去る5月27日、午前11時30分より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から6月10日までの8日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は報告3件、承認8件、議案10件、同意、意見各1件の23議案を予定しております。概要につきましては、本日は各常任委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。その後、町長より報告第1号から報告第3号までの3件について報告があります。続いて、承認第1号から意見第1号までの20議案について一括提案説明があります。その後、一般質問を行います。質問者は4人です。

日程2日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程3日目、4日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程5日目は、総務常任委員会と経済建設常任委員会が開催されます。

日程6日目は、文教福祉常任委員会と全員協議会が開催されます。

日程7日目は、事務整理日のため休会となります。

日程8日目は、最終日とし、本会議を午後2時開議、承認第1号から意見第1号までの20議案について、質疑、討論、表決を行います。その後、それぞれの委員長より開会中の所管事務調査報告と閉会中の所管事務調査の申し出、議員派遣の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

議長（宇津木治宣君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成22年玉村町議会第2回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から6月10日までの8日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇津木治宣君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月10日までの8日間と決定いたしました。

○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

議長（宇津木治宣君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告についてを議題といたします。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

筑井あけみ総務常任委員長。

〔総務常任委員長 筑井あけみ君登壇〕

総務常任委員長（筑井あけみ君） おはようございます。総務常任委員会所管の事務調査報告をいたします。

総務常任委員会は、去る5月18日に群馬県前橋市と渋川市の2市を調査してまいりました。調査項目は前橋市市民活動支援センター「PePo」の概要等、また渋川市ではしぶかわNPO・ボランティア支援センターについてでございます。

では、お手元の資料に続きまして報告いたします。

前橋市、5月18日火曜日、午前10時半から11時半まで、前橋市市民活動支援センター「PePo」の概要について視察いたしました。出席委員は、総務常任委員全員でございます。筑井あけみ、原幹雄、齊藤嘉和、町田宗宏、高橋茂樹委員でございました。随行職員として議会事務局から石関清貴係長、総務課から政策推進室長、金田邦夫室長、それから地域協働センター係長、齊藤智彦氏で行ってまいりました。

前橋市の対応者としては、市議会事務局課長補佐兼調査係長の川島喜代志氏、説明者は市民活動支援センター、センター長でもある徳江正一氏、市民部いきいき生活課の片貝伸生氏でございました。

調査経過について。前橋市市民活動支援センターは、平成17年4月から市の総合福祉会館において社会福祉協議会との協働で運営がスタートしました。その後19年12月8日には「前橋プラザ元気21」のほうに移りまして、NPO法人の運営による公設民営の施設となりました。そして、より市民ニーズに即した親しみのある施設を目指し、愛称を「PePo」と名づけたようです。

「PePo」は、前橋市民や前橋を拠点とする市民公益活動を応援するセンターであり、市民活動団体への活動拠点の提供をはじめ、市民活動に関する情報発信やセミナー開催、相談業務、団体同士の交流の橋渡しなど、市民公益活動をサポートしております。

運営団体としまして、公設民営でございます。休館日は、年末年始、12月29日から1月3日までを休館とし、年間を通して開館をしているようです。開館時間は、午前10時から午後7時まで。

登録団体のほうは、140団体と多くの団体が登録されております。開設は、平成14年3月となっております。

午後になりまして、群馬県渋川市に午後2時から3時半まで、しぶかわNPO・ボランティア支援センターについて調査いたしました。出席委員、随行委員は同様でございます。対応者は、渋川市議会事務局局長の牧口百合子氏、副事務局長補佐の大島重喜氏、説明者は渋川市市民部市民生活課、泉田孝行氏、板倉久江氏でございました。

調査経過。しぶかわNPO・ボランティア支援センターは、市民が相互に支え合う地域社会の実現を目指し、営利を目的としない公益的かつ自発的な市民活動を促進するための拠点として設置され、市民部市民生活課NPOボランティアグループに位置づけられており、センター長は市民生活課長が

兼務しておりました。主な事業は、市民活動への相談・情報提供、人材育成及び市民活動団体間の交流促進、センターの施設等の供用でございます。

また、社会福祉協議会とはお互いに協力体制をとっており、月に1回は打ち合わせ会議を実施しているとのことでございます。

運営団体としては、公設公営の渋川市市民生活課でございます。休館日、土日、祝日、年末年始。開館は、朝8時から5時15分と渋川市の時間に合わせてあるようです。登録団体は17団体で、開設は平成21年7月1日です。

続きまして、考察。2つのセンターの運営方法は、公設民営、それから公設公営と、両センターとも施設は公設であったが、運営は民営である前橋市と、渋川市は公設公営で運営をされているという違いがありました。

県内のボランティアセンターの多くがどちらかに所属しております。県内のほうに登録されていますボランティアの各団体は11団体あります。その中で公設公営は6団体、それから公設民営が5団体と内訳はなっているようでございます。玉村町も玉村町協働推進センターが先に立ち上げになりまして、町としては県下でも初めてのようになっております。

県内のボランティアセンターの多くがどちらかでボランティア団体等の利用者にとって夜間利用が可能、また休日利用が可能と、いつでも利用できるという利用勝手のよさからすると、公営よりも融通のきく民営のほうを利用しやすいように感じられました。また、ボランティア団体のための施設というその設置目的も考慮しますと、当初は公営でもやむを得ないが、最終的にはボランティア団体の方たちが自ら運営する民営のほうが望ましいというように思われました。

センターの設置場所は、視察いたしました両センターとも市内の中心に位置しております。前橋市は西武の跡地であります「元気プラザ21」の3階にありました。渋川市のほうは、ジャスコの跡にあります第2市役所の中に事務局が位置されて設置されておりました。両センターともリニューアルされて会議室、印刷機、また紙折り機とか裁断機、パソコン等も整備されており、利用者の増加にはこうした施設等のハード面の充実もしっかりとこたえておりました。

また、センター機能の充実には、登録ボランティア団体への情報提供や団体同士の情報交換の場づくり、住民や役所等に対するセンターの周知、そのための相談事業やセミナーの開催等、ソフト面の整備も重要であるということを感じてまいりました。

少子高齢化などにより社会が変化し、地域における課題が多様化している。一方、町内にはこうした地域の課題解決のために行政とは異なる視点と専門性を持って自発的に活動している人たちがふえている。これからのまちづくりには、こうした活動は欠かせないものであると思います。

当町においても、去る5月17日にふるハートホール内に「玉村町協働推進センター」が開設しました。今後は、多くのボランティア団体がこのセンターを有効活用し、その拠点となり、活動の輪が広がることを期待しております。

総務委員として、また担当の随員職員とともにいい成果を上げてきたような調査ができたと思います。

以上で、委員会の調査報告といたします。

議長（宇津木治宣君） 以上で、総務常任委員長の報告を終了いたします。

次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

島田榮一経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 島田榮一君登壇〕

経済建設常任委員長（島田榮一君） おはようございます。経済建設常任委員長の島田榮一でございます。閉会中の所管事務調査が終了いたしましたので報告いたします。

以下、朗読をしながら報告をいたします。

経済建設常任委員会所管事務調査報告。次により、所管事務等の調査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、日時であります。平成22年5月10日、月曜日であります。午前10時から11時まで。場所が前橋北部地区農畜産物直売所「味菜」（前橋市）であります。調査事項につきましては、農産物直売所の概要について。出席委員につきましては、委員長以下、経済建設常任委員全員と、随行者につきましては石関係長、それから経済産業課から大井係長の随員をお願いいたしております。説明者は「味菜」の店長、富岡光夫氏であります。

調査経過につきましては、平成23年度末までに完成が予定されている関越自動車道と東毛広域幹線道路の交差点地点にできるスマートインターチェンジの運用開始に合わせて、周辺開発の課題について調査を実施したということであります。

事業の概要であります。農畜産物直売所「味菜」であります。事業主体は前橋市北部地区産直組合。供用開始が平成15年7月19日。建設の経過であります。産業廃棄物の処分場の建設に伴う還元施設として温泉及び駐車場が整備され、直売所も市が建設したものを借りて運営しているものであります。建築面積約100坪。年間売上高約1億7,000万円。年間利益約600万円。従業員が10名。会員数が約300名であります。

次に、同じく同日の午後1時30分から午後2時30分までの間、場所が「白井宿ふるさと物産館」（渋川市）であります。調査事項、農産物直売所の概要について。出席委員、随行者等は同じくであります。対応者が渋川市議会事務局副事務局長補佐、大島重喜氏。説明者が子持産業振興株式会社取締役支配人、小野満氏であります。

調査経過につきましては、同じくであります。

事業の概要、道の駅白井宿ふるさと物産館であります。事業主体は子持産業振興株式会社、これは指定管理者になっております。供用開始が、平成13年4月20日、これは合併前の子持村のときに始まった事業であります。建設費が1億2,500万円、うち国の助成金が約50%、建築面積が

134坪、うち直売所が65坪、レストランが23坪、厨房ほかが46坪であります。年間売上が7億5,800万円、これは21年度実績であります。従業員が正社員7名、嘱託社員1名、パート社員32名、アルバイト5名、業務委託1名。会員数が324名であります。

次に、同じく同日の3時から4時まで、場所が道の駅よしおか温泉物産館「かざぐるま」、これは北群馬郡吉岡町にあります。調査事項、これは同じくであります。農産物の直売所の概要について。出席委員、随行者とも同じでございます。対応者、吉岡町議会事務局局長、樺澤秋信氏。説明者、道の駅よしおか温泉出荷組合組合長、山畑祐男氏。

調査経過については、同じくであります。

事業の概要、道の駅よしおか温泉物産館「かざぐるま」。事業主体、吉岡町振興公社、これは指定管理者になっております。建設経過、平成22年3月28日、国道17号前橋渋川バイパス開通に合わせ、供用開始する。組合員が174名、準組合員24名。従業員、パート11名。出資金450万円、1口3万円で1人10口まで。建設費が3,500万円。建築面積60坪。その他として、温泉及びケイマンパークゴルフ場が併設されている。実績については、供用開始された直後のため不明ということであります。

考察であります。今回実施した直売所及び道の駅の視察研修は3カ所それぞれの特色があり、大変参考になり、有意義な視察であった。高崎・玉村スマートインターチェンジが2年後に完成し、その3年後に東毛広域幹線道路の高崎市、玉村町、伊勢崎市間が全線開通となると玉村町の交通事情は一変し、国道354号の渋滞は解消し、玉村町の利便性はさらに向上するものと期待される。したがって、スマートインターチェンジ周辺開発を企画する意図は十分理解できる。

ただ、今回視察して感じた点は、各施設それぞれ特徴があり、前橋市の「味菜」については産業廃棄物処分場の還元施設として、補助事業の環境対策により広大な土地と駐車場、並びに温泉施設がある。吉岡町の「道の駅かざぐるま」についても、温泉施設とケイマンパークゴルフ場が併設されており、集客対策が図られている。渋川市の「道の駅白井宿ふるさと物産館」については、交通の要衝である国道17号鯉沢バイパスの開通により膨大な交通量の沿線に位置し、集客条件は抜群であり、年々実績を高めている状況である。こうした実績のある道の駅、直売所と、今後検討されている玉村町の道の駅、直売所が勝負していけるか疑問も残るところであるが、どこの施設でも共通しているところは、元気な中高年の農業者が生産と販売を通じて健康とコミュニケーションを図りながら町の活性化に寄与している事実である。

今後JA、商工会等の協議を重ねながら、よりよい方向を見出すことを切望するところである。

以上で委員会の調査報告といたします。

議長（宇津木治宣君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

村田安男文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 村田安男君登壇〕

文教福祉常任委員長（村田安男君） おはようございます。文教の所管事務調査について報告をさせていただきます。

日時につきましては、5月11日に前橋市に出向きまして調査をさせていただきました。調査内容につきましては、年々増加している学校給食の未納問題、これについて調査、研究を行いました。出席者については、そこにあるとおりの全員5名でございます。それから、随員職員については佐藤局長、それから斉藤学校給食センター所長でございます。対応者については、前橋市議会事務局の議事課長でありますところの沖課長、それから係長の川島係長でございます。説明者については、前橋市教育委員会管理部総務課長の斉藤課長でございます。

調査経過は、先ほど申し上げましたように学校給食費の未納問題についてどのように取り組んでいるか。特に前橋市の場合には、積極的に21年度以降取り組んでいるということで出向きました。

前橋市の場合、事情を聞かせていただきましたけれども、特に16年に旧大胡町、宮城村、粕川村と合併、さらには20年には富士見村と合併したというような状況の中で、その合併年度において未納が拡大したというような状況の中で取り組んだという経過がございます。

次のページをごらんいただきたいと思えます。前橋市未納学校給食費の推移ということで、こちらに掲載させていただいておりますけれども、17年の過年分が500万円、現年分が600万円というような数字になっておりますけれども、合わせて1,100万円になっています。合併年度において未納が拡大した経過があるということで、特に21年から新しい斉藤課長が就任し、方向、方針というのを市長名の内容の中で具体的に進めるというような指示のもとに遂行したというような話をお聞きしました。

内容はそこにあるとおりで、20年度に富士見村と合併したのですけれども、特に21年には対前年比で22.5%の縮減というような内容になっておりますけれども、調定額、いわゆる学校給食費の全額14億2,868万7,000円というような数字であるわけでございますけれども、当年度分については収納率が99.75%という、ほぼ100%に近い収納が行われたということが報告でありました。

では、どうやってやったかということでございますけれども、その2項に取り組んだ内容について具体的に載っておりますけれども、1項としては、とにかく責任部署を明確にし、責任者を決め、そして各家庭を訪問し、それは子供とのいろいろ不都合な点もあろうかと思えますけれども、そういうものを考慮した中で戸別訪問させていただきまして、収納を図ったというような経過でございます。

それから、そこにありますように23名11班、これは前橋市の場合には中学校が11校あるそうです。だから、中学校区の内容において回ったということでございます。

それから、悪質な滞納者への法的措置、これはまず内容証明の文書を出して、その次に法的な措置ということで顧問弁護士なりに相談する中で仕事を進めておりますけれども、実際問題、では法的措

置で裁判ざたになったのはあるかということになると、まだないそうですけれども、その途中のが1件あるというような状況だそうでございます。

それから、特にこの3項の問題ですけれども、全体が連携した状況の中での仕事ということでございまして、片や社会福祉課では生活保護費、就学援助というものをやっておるわけです。玉村町も同じような状況だと思いますけれども、片や未納というような状況の中で学校給食費を集めるというようなことで、これが連携した中で給付金の中から、そういうものの中から控除を徹底していくというような策を講じたそうです。

それから、未納の多い学校については、私過去にもそういう視察をしたことがありますけれども、太田市なんか現金で収納しているわけですから、現金で集める方法等を取り入れたということで4項でございます。

今後の取り組み姿勢については、特に過年度分ではなくて、過年度分は言ってみれば本庁一括で当年度分については各学校、今年度、21年度に実施したような学校区単位において責任分野を明確にし、やっていくというような方策で収納率アップを図るということでございます。

それから、あとは2項では学校保護費にかかわる給食分はすべて学校口座へ、要するに学校単位でやっていくということです。それから戸別訪問を徹底する、同じような内容でございます。

最後に考察でございますけれども、やはりこういう公的、言ってみれば税金に近いものでございすけれども、こういうものについては事業の管理において指針としては公平公正というものを原則でやっていかなくはいけない、これを責任を明確化してやるのだというような方針でやっていくのだということでありました。

以上で、説明にかえさせていただきます。

議長（宇津木治宣君） 以上で、文教福祉常任委員長の報告を終了いたします。

これをもちまして閉会中における所管事務調査報告を終了いたします。

○日程第5 報告第1号 平成21年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○日程第6 報告第2号 平成21年度玉村町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○日程第7 報告第3号 平成21年度玉村町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（宇津木治宣君） 日程第5、報告第1号 平成21年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程第7、報告第3号 平成21年度玉村町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について、これより3件を一括して報告を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） おはようございます。平成22年玉村町議会第2回定例会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

4月20日に宮崎県で口蹄疫の感染が疑われる牛を確認して以来、5月31日までに殺処分の対象となった牛や豚は2市5町の16万4,000頭に上りました。感染が拡大している状況にあります。国では、家畜の強制殺処分を可能にすることを柱とする口蹄疫対策特別措置法が5月28日に可決され、成立しました。本県は生乳の生産額が全国第4位、畜産全体でも全国で7位であります。今のところ幸いにも本県では異常が見つかっておりませんが、畜産業に与える影響は大変大きいと考えております。当町におきましては、いち早く畜産農家に消毒液等を配布するなど、現状でできる限りの対応をとっておるところでございます。

さて、本定例会は、本日より開会し、6月10日までの8日間、23案件につきまして提案をさせていただくものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

また、一般質問では9人の議員さんから町政全般について質問をいただいておりますが、誠心誠意議論を尽くしてまいりたいと存じますので、あわせてよろしくご説明申し上げ、説明に入らせていただきます。

報告第1号 平成21年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましてご説明申し上げます。本報告は、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、平成21年度補正予算（第7号）、（第8号）により繰越明許費として議決された事業につきまして、平成22年度へ繰り越すべき事業費並びにその財源が決定したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

事業の数といたしましては、国の平成21年度補正予算（第2号）において創設された「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を活用した7事業を含む合計13事業でございます。

まず、「きめ細かな臨時交付金事業」以外では、総務費では子ども手当の支給事務に対応するためのシステム改修経費であります。商工費では、東部工業団地の拡張に伴う水路改修工事であります。土木費では、地方道路交付金事業として斉田・上之手線並びに町道102号線道路改良事業の用地買収費、家屋等移転補償費、道路改築工事費であります。消防費では、全国瞬時警報システム（J A L E R T）の整備事業であります。

次に、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業」といたしましては、民生費では老人福祉センター空調設備改修工事であります。土木費では、町道106号線道路改良工事、町道216号線道路改良工事、町道2632号線排水路改修工事であります。教育費では、玉村中学校防球ネット増設工事、南中学校管理棟屋根防水工事、文化センター排煙窓整備改修工事であります。

以上の事業につきましては、平成22年度中の事業完了に向けて事業の進捗を図っているところで

ございます。

報告第2号 平成21年度玉村町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましてご説明申し上げます。本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により行うものでございます。

内容につきましては、平成21年度から平成22年度へ繰り越すべき事業の繰越額及び財源内訳が決定したので報告するもので、公共下水道建設費及び特定環境保全公共下水道建設費に関するものであります。

まず、繰り越した工事についてですが、汚水事業が公共第2工区（板井地内）ほか5件で、雨水対策事業が滝川に樋管を設置している3号幹線ほか1件で、計8件でございます。

次に、事業ごとの繰越額でございますが、板井地区幹線整備事業が2,729万3,000円、福島地区幹線整備事業が913万5,000円、雨水対策事業が4,031万1,350円、角淵地区幹線整備事業が1,693万円、板井地区幹線整備事業（特環）が2,750万9,000円であります。

最後に合計額についてですが、繰り越し総額が1億2,117万8,350円、財源内訳のうち国、県支出金が5,096万3,500円、地方債が7,002万9,000円、一般財源が18万5,850円であります。

以上、ご報告申し上げます。

報告第3号 平成21年度玉村町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましてご説明申し上げます。本報告は、地方公営企業法第26条第3項の規定により行うもので、平成21年度から平成22年度へ繰り越すべき事業の繰越額及び財源内訳が決定したので報告するものでございます。

内容につきましては、浄水場内の1系配水ポンプ更新工事に関するもので、繰越額は2,730万円、財源は全額が当年度の損益勘定留保資金であります。

以上、ご報告申し上げます。

議長（宇津木治宣君） 以上で繰越明許費繰越計算書の報告を終了いたします。

-
- 日程第 8 承認第 1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町税条例の一部改正について）
 - 日程第 9 承認第 2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町都市計画税条例の一部改正について）
 - 日程第 10 承認第 3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）
 - 日程第 11 承認第 4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（平成21年度玉村町一般会計補正予算（第9号））

- 日程第 1 2 承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成 2 1 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号))
- 日程第 1 3 承認第 6 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成 2 1 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第 6 号))
- 日程第 1 4 承認第 7 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(平成 2 2 年度玉村町一般会計補正予算(第 1 号))
- 日程第 1 5 承認第 8 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(和解について)
- 日程第 1 6 議案第 3 0 号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
について
- 日程第 1 7 議案第 3 1 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 3 2 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 3 3 号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 3 4 号 玉村町消防団の設置等に関する条例及び玉村町消防団員
の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第 2 1 議案第 3 5 号 平成 2 2 年度玉村町一般会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 2 議案第 3 6 号 平成 2 2 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第
1 号)
- 日程第 2 3 議案第 3 7 号 財産の取得について
- 日程第 2 4 議案第 3 8 号 損害賠償額を定めることについて
- 日程第 2 5 議案第 3 9 号 損害賠償額を定めることについて
- 日程第 2 6 同意第 2 号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 2 7 意見第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長(宇津木治宣君) 次に、日程第 8、承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることにつ
いて(玉村町税条例の一部改正について)から日程第 2 7、意見第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦
についてまでの 2 0 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(宇津木治宣君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第 8、承認第 1 号から日程第 2 7、意見第 1 号までの 2 0 議案を一括議題といたしま

す。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等に関する法律の一部を改正する法律が平成22年3月31日付法律第4号で公布されたことに伴い、玉村町税条例の一部改正について専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の概要を申し上げますと、個人町民税関係では65歳未満の者の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法を平成20年度までの方式に戻すものでございます。具体的には、年金特徴の対象者を除いて、給与所得者については原則として、そのほか所得に係る所得割も含めた住民税を給与から特別徴収するものでございます。

法人町民税関係では、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の改正に伴う規定の整備でございます。

最後に、固定資産税関係では、農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社または合同会社が、当該現物出資に伴い取得する土地に係る特別土地保有税の非課税措置の廃止に伴う規定の整備となっております。

承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等に関する法律の一部を改正する法律が平成22年3月31日付法律第4号で公布されたことに伴い、玉村町都市計画税条例の一部改正について専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の概要は、法附則第15条課税標準の特例の見直しに伴う削除及び項ずれの改正でございます。よろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等に関する法律の一部を改正する法律が平成22年3月31日付法律第4号で交付されたことに伴い、玉村町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分させていただいたものでございます。

改正の概要を申し上げますと、改正点が3点ございました。まず、第1点は、基礎課税額における課税限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額における課税限度額を12万円から13万円に引き上げるものでございます。

第2点目は、低所得者に対する軽減措置を「6割及び4割軽減」から「7割、5割及び2割軽減」に広げるものでございます。

第3点目は、非自発的失業者の国民健康保険税軽減制度でございます。国民健康保険税の納税義務者である世帯主、またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者等が倒産や解雇などによる離職者である特定受給資格者や雇いどめなどによる離職者である特定理由離職者に認定され、離職理由が該当する場合には申告により所得を100分の30に減額して、保険税額を算定する制度の制定でございます。

承認第4号 平成21年度玉村町一般会計補正予算(第9号)における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項により、平成22年3月31日付で専決処分をさせていただいたもので、同条第3項の規定により、本定例会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から1億6,916万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を109億4,791万9,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては、事業費の確定に伴う国、県支出金及び地方債の確定によるもの。寄附金につきましては、川井にあります関東精密鋳断株式会社から福祉目的のためにいただいたものでございます。

歳出につきましては、主に事業費の確定に伴うものでございます。

これらの補正によりまして、財政調整基金繰入金を5,000万円減額するものでございます。

承認第5号 平成21年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第179条第1項により、平成22年3月31日付で専決処分をさせていただいたもので、同条第3項の規定により、本議会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入につきましては一般会計からの繰入金である出産育児一時金について年度で精算することから31万3,000円を減額し、繰越金を31万3,000円増額したものでございます。

承認第6号 平成21年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第6号)における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日付で専決処分をさせていただいたもので、同条第3項の規定により、本定例会において報告し、承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,125万3,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、公共下水道建設費及び特定環境保全公共下水道建設費に係るもので、事業費の確定により予算額が5,000万円減少するため、歳入においては一般会計繰入金を2,000万

円、下水道事業債を3,000万円減額し、歳出においては公共下水道建設費を3,400万円、特定環境保全公共下水道建設費を1,600万円減額するものでございます。

承認第7号 平成22年度玉村町一般会計補正予算(第1号)における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項により、平成22年5月10日付で専決処分をさせていただいたもので、同条第3項の規定により、本定例会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、今年4月分から中学校卒業までの子供に支給される子ども手当の財源を国費から地方負担に振りかえるため、既定の歳入予算の款項の内訳を補正するものでございます。

子ども手当に係る予算措置につきましては、民主党マニフェスト及び民主党への陳情時における「事務費を含め、全額国費とする」との回答と整合性がないことから、群馬県町村会において国が負担する形で予算作成することを申し合わせておりましたが、その後国会審議を経て地方負担が確定しましたので、その財源を国費から地方負担に振りかえるものでございます。

なお、この財源としては財政調整基金から9,058万7,000円を繰り入れさせていただきました。

承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、町税滞納処分に係る訴訟につき、相手方当事者であります前橋市にお住まいの方との間において紛争を早期に解決することが合意され、緊急に和解を行う必要が生じたため、和解につき平成22年3月31日付にて専決処分をさせていただいたものでございます。

和解の内容につきましては、ごらんいただいております和解内容にありますとおり、当事者双方において納税制度につき、その必要性及び納税者の生活実態の尊重がともに重要であることを相互に認識し、本事件を円満解決するものでございます。

よろしくご審議のほど、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議案第30号 玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

本案につきましては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴う改正でございます。

これらの法改正は、日本の少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることのできる社会を構築するための国の施策であります。

具体的な内容につきましては、3歳に満たない子のある職員について申請があった場合に時間外勤務を免除することが義務化されました。また、育児・介護を行う職員の早出遅出勤務につきまして、常態として子の養育や要介護者の介護ができる者がいる場合についても、当該制度が適用できることになりました。

玉村町におきましても、これらの法改正の趣旨を尊重し、必要な条例改正を行うものでございます。

議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、さきにご説明いたしました「玉村町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」と同様に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴う改正でございます。

国では、少子化対策及び男女ともに子育てに参加する社会を実現するための施策の一環として、父親の育児休業取得を促進するため、配偶者の就業状況や育児休業の取得の有無にかかわらず、育児休業や部分休業が取得できるように法改正を行いました。

この改正により、専業主婦や育児休業中の配偶者が子を養育している場合においても、育児休業や部分休業を取得することができるようになります。

玉村町におきましても、これらの法改正の趣旨を尊重し、必要な条例改正を行うものでございます。

議案第32号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成22年4月1日から「時間外勤務代休時間」が新設されたことに伴い、職員団体のための職員の行為の制限の特例に「時間外勤務代休時間」を加えるものでございます。職員の職員団体としての活動につきましては、条例で定める場合を除き、給与を受けながらその業務を行い、または活動してはならないとされております。現在条例で定められている活動につきましては、適法な交渉を行う場合や休日及び休日の代休日、並びに年次有給休暇及び休職の期間となっております。

今回長時間労働の割増賃金の代替として新設されました「時間外勤務代休時間」につきましても、休日の代休日と同様、職員団体の活動等を行うことができる時間として位置づけるものでございます。

議案第33号 玉村町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

職員の給与の支払いに関して、税等の法律に基づくもの以外の費用を給与を支給する前に控除、つまり天引きするためには、地方公務員法第25条第2項の規定により条例で定めることとなっております。

当町では、従来より職員からの申し出や同意に基づき天引きを実施してまいりましたが、今般地方公務員法の定めにとり根拠規定を明確にするため、本案を提出させていただいたものでございます。

改正の内容といたしますと、群馬県市町村職員共済組合、全国町村会、職員共済会及び職員組合の積立金、償還金、会費やこれらに準ずるものを給与から天引きできるものとして具体的に定めるものでございます。

議案第34号 玉村町消防団の設置等に関する条例及び玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、消防組織法の一部改正に伴い、玉村町消防団の設置等に関する条例及び玉村町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正の概要を申し上げますと、消防組織法の大幅な改正に伴い、条番号、枝番号の整理を行ったため、同法を引用している町の条例に条ずれが生じたので、関係条例の一部を改正する条例改正を提案させていただくものでございます。

議案第35号 平成22年度玉村町一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に7,706万円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億9,026万円とさせていただくものでございます。

まず、歳入では、国、県支出金で事業の交付申請が認められたことに伴う補助金、諸収入では宝くじを原資とした魅力あるコミュニティ助成事業助成金及び前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございます。まず、企画費では、魅力あるコミュニティ助成事業として福島公民館の備品等の購入に対する助成、徴税費では平成24年度評価替えに伴う土地鑑定委託料、道路橋梁費では橋梁長寿命化修繕計画策定のための橋梁点検業務委託、都市計画費では板井まちづくり事業の進捗に伴う補償費等の追加でございます。

学校関係では、「問題を抱える子ども等の自立支援に関する調査研究」、「昆虫の森自然学習教室」、「食農教育等推進協同事業」など、県補助申請が認められましたので、その事業実施に伴う事業費の追加でございます。

なお、その他につきましては、機器の故障や施設の修繕等に伴うものでございます。

議案第36号 平成22年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について説明申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億772万6,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、国民健康保険法施行令の一部が改正され、非自発的失業者に係る保険税の軽減や高額療養費の所得区分の判定に用いる給与所得を100分の30として計算することになるため、現在あるシステムが対応できるようにする必要があることから、このシステムの改修をするための費用でございます。

議案第37号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案につきましては、第9分団の消防ポンプ自動車の更新を行うため、5月20日に指名競争入札を執行した結果、1,898万円が高崎市矢中町821番地、温井自動車工業株式会社から購入するものでございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

現在の消防ポンプ自動車は、平成2年に配備し20年間使用したため更新を行うものでございます。今回購入する消防ポンプ自動車は900リットルの小型水槽、夜間の消火活動時にも安全に活動ができるように照明設備も搭載した最新鋭の小型水槽つき消防ポンプ自動車でございます。

議案第38号 損害賠償額を定めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定により損害賠償額を定めるものでございます。

内容につきましては、平成22年3月9日午前11時ごろ役場住民課に用があり、玉村町大字下新田208番地4の玉村町役場東駐車場に車を入れようとしたところ、場内水路溝ぶたが陥没していたため、ごらんの沼田市にお住まいの方の所有の車を高崎市にお住まいの方が運転し走行中、車両前方のバンパーを破損したものでございます。

議案第39号 損害賠償額を定めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定により損害賠償額を定めるものでございます。

内容につきましては、平成21年12月17日午後9時30分ごろ、玉村町大字下新田1019番2先の町道235号線路上で、高崎市にお住まいのごらんの方の運転する乗用車が走行中、道路上の穴により車両左前輪ホイールを破損したものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

同意第2号 固定資産評価員の選任についてご説明申し上げます。

固定資産評価員は、現在前税務課長の阿佐美恒治氏が任命されておりますが、この3月で退職され、この職につきましても、このたび辞したいとの申し出がありました。

本案は、その後任といたしまして、新たに4月の人事異動により税務課長に就任いたしました新井淳一氏を選任したく、ご提案させていただくものでございます。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案説明を申し上げます。

意見第1号で推薦させていただきました原香代子氏におかれましては、人権擁護委員として平成19年10月よりご活躍をいただいております。本年9月30日で任期満了となりますが、今後も今までの経験を生かし、ご活躍をいただきますよう推薦するものでございます。人格識見高く、地域の信望も厚く適任と認められますので、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 以上で20議案に係る提案説明を終了いたします。

なお、議案に対する質疑等は、一般質問終了後の日程に従い、順次求めることにいたします。

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。10時25分に再開いたします。

午前10時8分休憩

午前10時25分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

発言の訂正

議長（宇津木治宣君） 町長より訂正の申し出がありますので、これを許します。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 訂正をいたします。

先ほど、提案説明の中で議案第36号 平成22年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の歳入歳出予算額の総額でございますけれども、これを私のほうから「30億772万6,000円」と説明したのですけれども、この数字が間違っておりましたので訂正いたします。正しくは「30億754万6,000円」ということに訂正をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○日程第28 一般質問

議長（宇津木治宣君） 日程第28、一般質問を行います。

今定例会には9名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

平成22年玉村町議会第2回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 口座差押訴訟事件の和解について問う 2. 和解を専決処分した理由について問う	笠 原 則 孝
2	1. 滞納処理を巡る裁判の顛末とそれに関連しての行政運営を問う	石 川 眞 男
3	1. 東毛広域幹線道路開通に合わせての通学路の安全確保対策を問う 2. 女性と子供の健康を守るワクチンの助成を問う 3. 「高齢者困りごと」への支援を問う	石 内 國 雄

順序	質 問 事 項	質 問 者
4	1．入札業務の現状と委託料について 2．町の上水道事業の現状について	齊 藤 嘉 和
5	1．都市計画区域の見直し 2．老人福祉の取り組み 3．家庭雑排水対策 4．自殺者対策 5．中学校の必修科目への取り組み	高 橋 茂 樹
6	1．口蹄疫感染問題で、当町への影響と対応は 2．子ども手当支給準備は	筑 井 あけみ
7	1．平成23年度以降の下水道整備計画の状況は 2．教育の町、玉村町のため県立玉村高校存続の運動を	原 幹 雄
8	1．消防事業について 2．イベント事業の見直しについて 3．人口の増加を図る具体的な考え方について	浅 見 武 志
9	1．町の人口減少を食い止めるための施策を講ぜよ 2．都市計画マスタープラン及び線引きの見直しを急げ 3．税滞納者の預金差し押さえ訴訟和解問題について	町 田 宗 宏

議長（宇津木治宣君） 初めに、1番笠原則孝議員の発言を許します。

〔1番 笠原則孝君登壇〕

1番（笠原則孝君） 議席ナンバー1番笠原則孝でございます。これより議長の命により通告書に従い一般質問をさせていただきます。

6月から各自治体で子ども手当が支給され始めておりますが、民主党がマニフェストで掲げた2万6,000円の給付、ことは半額ですが、国の税収の落ち込みによって危ぶまれている状況です。玉村町においても税収の落ち込みによって平成22年度予算編成は厳しいものとなりました。しかし、納税者の立場から言えば不景気による収入減にもかかわらず固定資産税が高い、国保税が高い、介護保険料が上がってきているなど、聞こえるのは生活苦の中、税金に対する不満ばかりです。つまり多くの住民が生活苦の中、国民の義務である納税を果たしているのが実態ではないでしょうか。

このような状況の中、過日新聞報道にもあった口座差し押さえ事件によって前橋市あたりは、玉村町でそういうことがあったのだから税金は払えないという住民が多くなり、市役所は対応に苦慮しているという話まで出ております。住民の納税意識へも影響を与え、周辺自治体へも影響を与えるような大きな問題であり、町長の責任のみならず、このまま看過すれば議会の責任も問われる問題です。町は法律にのっとり正規の手続を踏んだにもかかわらず、相手が裁判を起し、町が勝訴したのは紛れもない事実です。にもかかわらず、和解した経過と理由について伺いたい。

また、和解は議会での議決事項にもかかわらずあえて議会に諮らず専決処分したのはなぜか。

以上、2点について明確かつ簡潔な答弁をいただきたいと思います。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 1番笠原則孝議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、口座差し押さえ訴訟事件の和解についてということでございます。お答えいたします。

さきに承認第8号の和解についてにおいてご提案申し上げました提案説明と重複する点もあるかと思われませんが、ご了承いただき、ご説明申し上げます。

まず最初に、和解をした経過について説明いたします。本件の訴訟事件は、平成20年5月23日付にて当町税務課にて行った債権差し押さえ処分に対し本件相手方より同年7月18日付にて提出された行政不服審査法に基づく異議申し立ての受理から始まり、申し出人等による口頭意見陳述、町法令審査委員会による審査結果を経ての異議申し立ての棄却を受け、相手方より平成21年3月9日付にて前橋地方裁判所に訴状が提出されました。その後当町における対応として、訴訟代理人の選任、答弁書の提出、第1回から5回までの口頭弁論等を経て、平成22年2月3日付にて前橋地方裁判所により判決が出されたものであります。

判決の内容については、既に御存じのことと思われませんが、相手方より訴えを行われました差し押さえ処分の取消しを求める訴えについては却下、その他の相手側の訴えについても却下、その他の請求は棄却となり、訴訟費用についても相手方の負担となっております。

前橋地方裁判所における判決の内容は、当町の全面的な勝訴と言えるものであります。しかし、その後相手方においては前橋地方裁判所の判決内容を不服として、平成22年2月17日付にて東京高等裁判所に控訴状を提出しており、同年3月24日付の期日呼出状が3月26日に玉村町を被控訴人として東京高等裁判所より送付されてきました。

また、一方では相手方弁護士を通して、和解についての話し合いも行われておりましたので、その後の幾度かの交渉により、最終的には本年3月30日にごらんいただいております和解内容にて双方合意の上、同年3月31日付にて和解を行ったものでございます。

次に、和解を行った理由についてでございますが、前橋地方裁判所の判決内容は当町の全面的な勝

訴であり、当町が行った今回の町税滞納処分の手続が適法であり、しかも正当なものであることが公に立証されたものと考えております。しかし、さきに申し上げましたとおり、今回の町税滞納処分にかかわる訴訟事件については、相手方からの玉村町に対する差し押さえ処分にかかわる異議申し立てから数えますと既に1年7カ月の歳月を要し、また弁護士費用についても100万円を超える費用を要しております。また、相手方においては今回の前橋地方裁判所の判決内容を不服として東京高等裁判所へ控訴状の提出を行っており、これらの状況から今回の町税滞納処分にかかわる訴訟事件については今後高等裁判所における控訴審において当町の主張が認められた場合においても、相手側からの最高裁判所への上告が予想されること。前橋地方裁判所における第一審の判決までに要した弁護士費用については、さきに申し上げましたが、今後の控訴審、上告審に対応するための弁護士費用は相当な金額が想定され、またその期間も長くなり、対応にも多くの労力を必要とすることが考えられること。相手方との交渉において、「納税制度につき、その必要性及び納税者の生活実態の尊重をとることも重要であることを相互に認識し、本件事件を円満に解決すること」で合意に達することができた。

前橋地方裁判所における第一審の判決ではあるが、今回当町が行った行為の適法性と正当性が既に公の場において認められていることなどを総合的に判断し、裁判を継続することよりも早期の和解を行うことにより、訴訟費用に費やす費用と職員の労力等を住民の方への福祉の充実等に充てるべきであるとの判断のもと、早期に和解をすることを決定したものであります。

2番目の和解を専決処分にした理由について問うについてお答えいたします。

笠原議員ご指摘のとおり、和解については地方自治法第96条第1項第12号において限定列挙されたものであり、またこの和解については民事上の争議の和解、民事訴訟法上の和解、訴訟提起前の和解のすべての和解を含むものとされており、今回の和解についても議会の議決事項とされております。

今回の町税滞納処分にかかわる訴訟の和解については、相手側より町側へ合意の意思が伝えられたのが3月26日であり、3月議会は既に終了していたこと、最終的な和解案で合意に達した日が3月30日であったこと。相手方は、既に東京高等裁判所への控訴状を提出しており、一定期間を置くことでの相手方の気持ちの変化の可能性等、4月以降では和解が難しくなることなどを勘案し、今回の和解は地方自治法第179条第1項に規定されている「普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に該当するものと判断し、専決処分を行ったものでありますのでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 1番笠原則孝議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） まず、今町長のほうからいろいろとその口座差し押さえについて説明があり

ました。

でも、よく考えてみますと、これは単なる事務的な問題で言っただけであって、本来の問題から見ると相当かけ離れていると思うのです。

そこに、ちょっと基本的なことが欠けているのではないかと思うので、まず町長に伺いますが、町長、国民の三大義務というのは御存じですか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 税金は入っております。

議長（宇津木治宣君） 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） それだけですか、三大だから3つあるのですけれども。税金だけれども、税金のことを言っているのですけれども。もし御存じであればお答え願いたいのですけれども。なければこちらで言いますよ、よろしいですか。

まず第1、納税の義務というのがあるのです、納税。次に勤労の義務、次に教育の義務と、これが三大義務。小学生でもみんな勉強しているのです。やはりそのぐらいのことを基本に置いて物事を考えないと、この問題はそう簡単なものではないということを皆さん知っておかないと大変ですよ。

それとあと、では次のまた質問をしてもいいのならばまたしますけれども、では町長、日本国憲法30条、これはどんなことが書いてあるか、ちょっと述べていただければ、ひとつお願いいたします。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 今は、ちょっと私の頭では笠原議員ほどの頭がないので、ちょっとわかりません。

議長（宇津木治宣君） 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） まず、ふだんはこういうことは法曹界にいるわけではないからわからない、だからしょうがないのだけれども、これは「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」というものです。

だから、もう基本的なことをまず忘れてきてしまった。基本的なことを忘れてきてしまったから、次に行くのは何でも事務的に民間がやるようなことでやっていいのだと、こんな考え方になってしまうのです。ところが、よく考えてみますと、その辺をよく考えなくてはならないということを、まず第一にこれから言います。この紙ですよ、これ、経過。この経過をずっともらったのですけれども、ちょっと私おかしいなと思って、これ私と石内さんは何しろまだ正直な話、この間、きのうあたりやめた鳩山総理よりも短いのですから。そんな中で、やっぱり知らなかったのだけれども、石内さんは

やはり税務署の出身ですよ。いろいろ私もわからない、聞いてみた。ところが、この用紙が来て見たところ、我々が全協で呼ばれたのが2月17日、それまではこんな問題があるというのは、言うては悪いけれども、先輩諸氏の議員さんはみんな知っていたと思うのだけれども、私と石内さんは知らなかったのです、はっきり言って。それで、あれよあれよと、何だこれはというのを見たら、税金を取るのに追っかけていったらどうしようもないので、要するに強制行為で取ってしまったと。そうしたら、向こうが今度前橋地裁にさっき言ったとおり、前橋地裁で。

これ、ちょっと質問していいですか、前橋地裁ではこれは却下ですか、棄却ですか、どちらなのですか、ちょっとこれ聞きたいのですが。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 却下と棄却とあります。原告の差し押さえ処分を求める訴えについては却下でございます。

それと、そのほか原告の訴え、いずれも却下として、その余の請求については棄却という形でございます。

議長（宇津木治宣君） 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） そうですね、却下というのはよく考えますと、これはもう相手にしていないのです。だから、相手が何かやられた、玉村町に税金で取られた、ちょっと不服があった。審議会をつくったわけです。でも、審議会でも、これはいいよ、こんなのやれということでやったわけ。そうしたら、裁判所へ行ったら、裁判所は訴え、こんなものだめだということで、はっきり言うと。だめだと言われたのだったら、とことんまでやればいいものを、裁判は三審ですから。高等裁判所、最高裁と。いろいろ調べてもらって、ちょっと弱腰だよ、玉村町は。こんなわずか殺人事件でも刑事事件でもない、民事事件でしょう、こんなの。にもかかわらず、人権人権と最近は来ているけれども、そんなに人権を踏みにじったわけでもないと思う、これを見て。それなのに高等裁判所というのは銭がかかるからよしだなんて、これではどうにもならないよ、あいた口がふさがらないというやつ。

私も言いたいのと言うのだけれども、もう少し気持ちを大きく、おっぴろげてやってくださいよ、まず。3万8,000人を抱えているのだから。そんな中で、やっぱり却下されてしまって、今度は相手がまた来たらと、これはちょっと腑に落ちない。ちょっと、私も騒ぎ過ぎますけれども、ちょっとまたしゃべらせてください、また。

それで、このやつを見ますと、2月17日に私はたしかあのときは阿佐美さんがいて、はっきり言っているのですよ。何、20万円ぐらいの税金を取るのに何で100万円もかかってしまった。いや、それが公正公平の立場であるこういう地方自治体のこういうものだと言われたから、ああ、そうなのだ、民間とは違うなど、私はそこで意識したわけです。私も営業マン30年もやっていたから損得く

らわかるので、売って損するか得するか、どっちがいいかというの。だけれども、こういうところの自治体と地方公共団体ではそういうことをやってはいけない、まして銭は。なぜかといえば、公正公平が欠けるからと、こう聞いたから、ああ、それはしようがないと。たしかあのときは、あと数時間で相手が控訴するから、これはもう勝訴ですねと言っていたではないですか。そして、これ見たら、何ですか、これ。その前に相手方の弁護士と、全部調べました、この人かな、鈴木克昌さんという。前高を優等な成績で卒業して東大へ行って、東大から弁護士になった、全部調べましたよ。この人と相談するって、そんなばかな話ないよ、これ。だれが見たって。相手方の弁護士と話して、こっちの手の内をみんな出すようなもので、手品にも何もならないよ、これ。種明かしでは。それで、今弁護士費用が高い高いと余り言うからどれだけ高いかと思って調べてみた。言っでは悪いけれども、全部。これでしょう、根岸茂君、上陽の生まれ、これ全部わかった。こういうふうになっている中で、何だか知らないけれども、弁護士の食べ物にされている。100万円。口頭弁論でいろいろ調べた。これ本人行かなくてあれだね、話し合いだけで、ふんふん、ふんふんやってしまうのだね。5回。100万円かかった。我々も弁護士だって、これ不動産屋と同じで報酬手数料というのがあるのだから。むやみに一遍とってしまって、玉村町は金があるからうんとって、こういうことできないのだから。東京都あたりへ出張すると聞いてみたのです、私は。正直な話。そうしたら、新幹線代が、新幹線に乗ったって東京方面では8,440円、往復買えば。タクシーで行くといったって駅まで行ったって大概自家用車だから、古河パーキングにとめれば400円だよ、1日。それでずっと行って、やって、飯食ったって日当、大体我々が講師やるときは3万円なのだよ。5万だ、1日。1回行ったって5万円。大体そんなところですよ、はっきり言って。いろいろ調べて聞いてみた結果。100万円もかかってしまった、1,000万円もかかってしまった、こんなわからない数字を出しているのでは話にならない。

だから、その辺をどうしてこの見ますと小林総務課長、もうご勇退でいけませんよね、あとはいるかな、金田補佐と相手方の弁護士と交渉を行った。何で交渉しなくてはならないかということを知りたいのですが。よろしく願いいたします。ご答弁のほどを。

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午前10時48分休憩

午前10時50分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） この事件で第1回口頭弁論を行ったのですが、相手方が和解をする意思があるかどうかを確認するために伺ったということでございます。

議長（宇津木治宣君） 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 何で和解する必要があるのですか。ちょっと腑に落ちません。

皆さん腑に落ちないと思うよ。何で、勝訴している、その前にやっているのに和解しますかなんて、もう決めてしまったのでしょ。何でそんな弱腰で突っ込まなくてはならない。やっぱりやったからには、伝家の宝刀を抜いたら引っ込まないのだよ、もう。途中でまた引っ込めるなんて、こんなの男として恥ずかしいよ、これでは、本当に。その辺の答弁をしっかり。恐らく今総務課長に言ってもわからないので、このことは。しょうがないのだけれども、とりあえず玉村町は紛争するのが嫌だから。はっきり言うけれども。できれば紛争するのは嫌だから、昔の日本国のあれみたいにお金をくれてしまって、言われたろう、さんざんイラクで。何ていったっけ、あれ。汗かくのが嫌でさ、銭だけ払ってしまうなんて。そんなことやっていたら、もうどうしようもない、今の時代。だから、その辺を執行側の町はどういう感覚でやろうと思ったかということ、はっきり言って一本になっているのかということなのですよ。

ただ、それ一番私が心配なのは、町の上層部の幹部の数人だけの意見で決めているのか。決めたものをトップダウンで下へ下げてしまっているのか、その辺どうなのかということちょっと伺います、町長。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） この件については、私の考えは闘いたくないと。和解をするということが基本的な考えであるということは職員にも話してありますし、一貫して私の考えは、笠原議員さん怒っておりますけれども、町政を預かる責任者として、私の考えは和解だということでございます。

議長（宇津木治宣君） 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 何か町長がそんな弱腰でやはりいったのでは、この前橋市の、では一番今心配しているのはこれだけの問題ではないのですよ、これは。

正直な話、玉村町は給食費どれだけもらえないの、ちょっと話が飛んでしまって申しわけないのだけれども。そのために、村田委員長なんかわざわざ前橋市が割かし徴収がうまいから聞きに行こうではないかと、がん首そろえて1日行ったのではないですか。8%も給食費がもらえないと言っているところを。それを今度は給食費を払わない人、言ってみれば払える状況で払わない人なのですよ、みんな。本当に払いたくてどうしようもない人というのは私聞きましたけれども、いや、うちはあれだよ、されてしまったけれども、借金して払ったという人いますよ、ちゃんと。それをやったのでは、

今度はほかの、はっきり言って税務課の課長は来ているのだと思うけれども、どうなのですか、これ。徴収義務はできるの、満足に。今後。こんなことで。

私は、言っては悪いのだけれども、利根川で草を刈っているのだけれども、何だ笠原、玉村町はごねたら銭払わなくていいのか、そのまま気にしないでくれるのかと言われたよ、おれ。こうなってしまっている、こうに。確かに町長はそういうことを私には聞こえないと言うけれども、それは聞こえないのは、それは町長で偉くしているから聞こえないので、普通の平民になって行ってみなさいよ。みんな言っているのだから。人間というのはおもしろいもので、ある意見に対して言える人間もいれば、陰でなければ言えない人間の2通りいる。その辺をちゃんと調整しながらやらなければならない。だから、一番心配しているのは、たしかその弱腰だよ、今の。玉村町の弱腰。何だか知らないけれども、こんな弱腰で福祉福祉と格好いいこと言っているけれども、ちゃんとできるのということになってしまいうけ。私が言ったとおり、みんながこんなことを言って、ではおれもおれもで第2、第3のO氏ができたらどうするのですか。

おれは、言っては悪いのだけれども、O氏なんてよく考えたら昔から玉村町に住んでいる人たちではないでしょう、この人。玉村町に住んでいて固定資産税何だかんだ、親の代から3代も払っていて、ずっと税金を払っていて、それで何かの保証人になってしまつてとられてしまつて、それでやられたから悔しいというのならわかるよ。ほとんど、おれはこの人の税金なんていうのは玉村町の税収の足しにはなっていないと思うよ、おれは。そんな人のところから来た、何とか者と言っては失礼だけれども、余り足しに今までの過去に寄与していない人がこういうことを大いに起こすのです。何のしがらみもないから。だから、そういう人たちが玉村町に多いでしょう。昔の玉村町は町長も知っているとおりの1万3,000人だった。隣の人が全部わかるということだ。それが、だんだん、だんだんふえていって3万8,000人にだけはちょっと欠けているけれども、多いですよ、ほかの人が。だから、そういう人たちは全然玉村町に一時的に腰をおろしているだけだと思えばいいではないですか、土地を持っているので。ちょっとした買っているのなら。狭い狭いと言っているけれども。そんな人たちが、ではおれもおれもとやったら、えらいものになってしまうのだよ。やっぱりここは見せしめではないけれども、玉村町はいざというときはやるぞということを腰を見せないとどうしようもないですよ。

そういう人たちが全部玉村町に転入してきてみな、えらいことになってしまうから。それが一番心配なのですが、どうですか、町長。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 大変心配してくれてありがとうございます。

玉村町の住民の皆さんは、そういう面では非常に理解があるというのが現実でございまして、法的に取るということは基本的な考えでございまして、その辺の仕事は職員も着々としております。です

から、今回についてそれが大いに波及するということは私は考えておりませんし、滞納者も確かに今の時代多いです。それをすべて我々が強制的に取りたいという気持ちは基本的な考えでございますけれども、ケース・バイ・ケースがありますし、その中で収税に対しては税の公平性ということで、先ほど答弁で申したとおり、今回の件については玉村町の行ったことは決して間違っていないということで適法であるということは一応一審の中で出ているわけでございますので、そのような形で今後も粛々と収税をしていくというのが基本的な考えでございます。

議長（宇津木治宣君） 笠原議員。

〔 1 番 笠原則孝君発言 〕

1 番（笠原則孝君） 粛々と収税するのはいいのですけれども、やはりそういうことがひっかからないですかということなのです。

それと、1つ問題なのが、まず町長、高等裁判所まで行ったら相当費用がかかるとおっしゃいましたね。やはり費用はかかってしまうからお金を和解して払ってしまったのですか、その辺をひとつお願いします。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔 町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） その辺の理由は、先ほど申したとおり幾つかの理由がありまして、その費用、時間、労力、そういうものをこれ以上それに費やすよりは町民の皆さんのために費やしていくというのが私の考えでございます。

議長（宇津木治宣君） 笠原議員。

〔 1 番 笠原則孝君発言 〕

1 番（笠原則孝君） 今話を聞くと、それ以上費用とあれがかかるというけれども、では公正公平というのはどこへ行ってしまうのですか。

やはり物を考えますと、最初私が言ったとおり、地方公共団体というものは、最初のときですよ、20万円の金に100万円も弁護士費用がかかったって、いや、そういうものだよというの。何でそれ貫けないで途中でころんと方向転換してしまうのかね、おれ全然わからない、その辺が。そういう考え方は、前にも町長が言いましたけれども、幾らかかるより幾らがいいという、そういう民間的手法を入れては困るよ、はっきり言って。やはり民間的手法にしてしまったらえらいものになってしまうよ、みんな。これ以上やって損得だと損だからよす、得だからやると、こういうことになってしまうと思うのだよね、やはり。損得は抜きで、やはり法律にのっとって粛々と収税していった何が悪いのか、国の決めた裁判所で1個でだめなら次も行くという、何でそういう果敢な気持ちがなかったかと、町も悪いけれども、副町長初めそういう助言をしなかったですか。

みんな異口同音に、はい、同じということになってしまったのですか、その辺ちょっと、今度は副町長にお伺いします。

議長（宇津木治宣君） 副町長。

〔副町長 横堀憲司君発言〕

副町長（横堀憲司君） 民間的な手法云々というお話がありましたが、今まで私もずっと役人をやっていますので、役人的な発想がずっと強かったわけです。コストは余り気にしないで、確かに正義であるとか公平であるとか、そういったことで仕事を進めてきた嫌いはあります。

ただ、今回の場合コストが余りにもかかり過ぎると。実際に、例えば仮に訴訟の結果が勝ちになっても負けになっても、相手が基本的に無資産ですから得られるものが何もないというようなことを考えまして、町長がこれについては訴訟の継続をしたくないと、先ほど申し上げました理由によってしたくないというお考えを聞きまして、私もそのほうが基本的に合理的であるというふうに理解をして、それで進めさせていただいたということでございます。

議長（宇津木治宣君） 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 今大体余りお金がかかるからどうのこうのと言っていますけれども、では裁判は何のためにあるのですか。裁判というのは、やはりもう最終的にはどっちが言い分が正しいかというのを第三機関の公のところの人に判断してもらうのがそうであって、そうではなくて、今さっき言いましたね、副町長。相手が無資産だから。無資産だったら、それはわかるのだけれども、お金くれているのだよ、これ。62万円も。62万円くれて、一銭も本人出していないのではないか、これ。62万円くれて、その中から幾らか残っていましたからと金を取って、残りの金が何になってしまったの、相手は。ちょっとその辺をお聞きしたいのですが。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 相手に支払いした金額が62万円ということで、その金銭の用途については当事者ではないのでわかりません。

議長（宇津木治宣君） 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） わからないのに、何で62万円くれてしまったの。和解というのは、ちょっとわからない、和解というのはいろんなことがあって、慰謝料が出たりいろいろ出て、それでこれだけの金額でどうだからといって、そこでごちゃごちゃ、ごちゃごちゃして、では半分にしろとかやってなるのが和解であって、相手が来たからわかりませんといって、町の税金を皆さんの許可をとらずにわずか幹部3人だけでくれてしまったの、そんなことが許されるの、本当に。

町長に聞けば、時間的余裕と何々がなかったからと、こういう答弁をしているのだけれども、時間的余裕といたって3日あるのだ、これ臨時会だって開けるのだっていうがね、いろいろ勉強したら。まして、はっきり言って、すぐそこまで災害が押し迫って、今ここでやらなければ利根川が決壊して

しまつて大水になつてしまつると、そんな事態ではないのだから、こんなの。年度から向こうへいつたつて別に何ていうことはないのだ、これ。それを年度内で終わらせたいたか、何とかしたいとか、何だかわけのわからないことをやっているの、おれはどう見てもこれよそから外部的な圧力がどかんとかかつたのではないかと思つてしまつてどうしようもないのだよ、そう思つてしまつて。

その辺どうなのですか、外部的な圧力はあつたのなかつたの。ありましたなんて言える人いないと思うのだけれども。推測すれば大体わかると思うよ。だって、民商のページで何、これ一番おれは悔しかつたのが、その62万円ではないのだよ。民商のページで何だか知らないけれども、玉村町が悪でさ、身ぐるみみんなはいでしまつてさ、とつてしまつたつて。だから、民商が立ち上がつてしまつてそれを取り戻したのだと、何だか知らないけれども、玉村町が鬼になつて、向こうが桃太郎みたいではないですか。この記事が気に食わないのだよ、これがみんな知つてしまつた。だから、これ物すごくよくないの。何で新聞社、町長なんかあれだろう、新聞社と仲がいいのだから、こんなものはどうにもなつたらうに。全くこんな新聞が出つてしまつたから、知らないのがみんな電話してしまつて、おい、玉村町はどうなつてしまつているのだと、こうなつてしまつたのです。みんなそうなつたと思ひますよ。

だから、新聞だけはつきり言つて、もう玉村町が悪に見えるのだよ、悪に。だけれども、裁判というのはよく言うのだけれども、原告、被告というのがある、被告だから悪ではないのだ。よく知らない人は、みんな刑事事件を想像してしまつたから。刑事事件というのは、もう容疑者を想定しているから、だから裁判されるから大体悪いほうというのですか、容疑者が被告になつて、おれやられたというほうは原告になるのだから。玉村町が被告になつているから、どうも町長、その辺の勘違いしてしまつたのではないかと思うのだ、刑事事件と。

その辺、町長どうなのですか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） そういうことはないし、これは民事ですから、どつちが悪いのどつちがいいのということではなくて、やはり公平に、冷静に判断をする必要があるのではないかなと思つておりました。

議長（宇津木治宣君） 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） それで、一番あれなのは、では、それで控訴を取り下げて、ではいいですねというのなら話はわかるのだ。

ところが、お金までくれてしまつたということになつてしまつたから、残つたお金はどうですかと、いや、総務課長もその当時いないのだからわかりませんなんて。どこへ行つてしまつたか。相手方のあれではないの、弁護士の収入になつてしまつたのではないかなという気もするし、その辺はだから

考えてみると何か玉村町がちょっと能力がないからさ、みんな。弁護士にいいようにやられてしまったような気がするのだけれども、この事件。

本来なら議長に聞きたいのだけれども、議長はしゃべる立場ではないから質問できないのだけれども、どうなのですか、これ。これ中でもいいから、ちょっとこれやっぱりまずかったよという人が出て反省したっていいと思う。こんなことをやったら、またなってしまうよ、こういうことに。

やはりこの一番心配なのは、ではいいからといって税金の62万円を向こうへ払ってしまったのだよ。これ別に議会を通さないで。専決だからということでやったけれども、専決の事項を読んでみれば時間的余裕とそんな緊急を要すとある。それと、お金お金とさっきから言っているのだけれども、あわせて聞きたいのですけれども、私は農協の監事も兼ねてやっているのですけれども、こういうことがあるということを想定させまして、農協にもO&Aという保険に入られるのですよ、共栄火災に。2億円です。訴訟費用も含まれます。玉村町は危機管理に関して、災害ばかりが危機管理ではないですよ、こういうことだって危機ですから、相手から訴えられるのだから。というものに対して、保険とかなんとか入っているのですか、どうですか、総務課長。これは総務課長に聞きます。

議長（宇津木治宣君） ちょっと休憩します。

午前11時06分休憩

午前11時06分再開

議長（宇津木治宣君） 再開します。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 町としては、そういう訴訟を前提とした保険には加入しておりません。

議長（宇津木治宣君） 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 予算額100億円あるのですよ。100億円ある自治体が、もしこういう危機管理というと玉村町の場合は、やっぱりどうしても災害のほうばかり行っていた。こういう人的危機管理ゼロだね、はっきり言って。

だって、農協だって言っているのだよ、こうやって。役員何とかというのに。20億円までオーケー。やはりこれは言っては悪いけれども、町の総務を預かる代々の人の怠慢ですな、既に。こういうことがしっかり位置づけられていれば、町長だってそんなに弱腰にならないで、ほれ来いと、これやれたのではないかと思うのだけれども、この辺どうなのですか、やはり。

もしこんなことがあるのだったら、これだめなら私みんな見せますから。20億円までオーケー、

訴訟オーケーですから。やはりこの辺をやらないで、ただ烏合の衆の集まりみたいな執行部では何もならない。はっきり言って。もう少し勉強して、勉強というのだからがり勉の勉強ではないのだ、雑学でも何でもいい。そうして、やはりこういう危機が来たときに、台風ではないけれども、1回来ると同じようなまねるのがいるから、こういうの。事件なんか起きると。幼児誘拐なんて。またやるばかがいるので、恐らくこれだって第2の人が出てくるような気もしてならないのだよ。それをきちんと、町長、やっぱりここで受けとめてやらないと、町長はいいよ、自分のところに何も抗議は来ませんと。恐れ多くも町長にそう言える人はいない、余り。はっきり言って。

その辺を、町長は前にも申したけれども、やっぱり3万8,000人がついているのだから、びしっと胸を張ってやってもらわないと、やはり我々町民として、代表として、キャプテンがあっち行ったりこっち行ったら、荒波の中かじをとれないのではどうしようもない。また、副町長もその補佐なのだから、また補佐は補佐なりに、やはりいい意見を出してやってもらわなければ困りますよ、これ。

それで、まずこの62万円を払ってしまったということについては、どう皆さんの意見もあると思うのだけれども、町民の方にやっぱり一人一人伺ってみたほうがいいのではないかなという気もするのだ、どうなのだと。そのまた責任のとり方。ただ、こうなのですよというのではなく、やはりけじめ、けじめをつけたよね、どこかの総理大臣が。その総理大臣も、自分だけではなかったよね。その辺をびしっとしないと、やはり奥の底に潜んでいる問題があって、みんな納得いかないような気がするのだけれども、その点町長はどう考えていますか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 笠原議員さんの意見は大変参考にさせていただきます。

今後こういうことが二度と起こらないように内部体制をはじめ、いろんな面で改善できるものは改善していくということで、今後もいろんなご意見、ご提言等ありましたらどしどし言っていただいて、こういう裁判ざたが二度と起きないようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） まだ時間がありますから。

それで、次は専決に移りましょうか。専決をしてしまったということで、専決処分ですね。先ほど聞いていますと、正直な話、補正額が変わったから何だかんだかという専決なら別に構わないです。今回のこの専決で出してしまったというのは、そういう問題とは相当かけ離れているのではないですか。まして、和解をしてしまってどうのこうの、だれも知らないで新聞を見ている人は、何で地裁で勝訴したにもかかわらず専決をして和解してしまったのだ。実際払ってしまったと。この辺がちょっとかつではなかったかなというのだけれども、今町長が先ほど申しました時間的余裕がなかった。

時間的余裕は十分にありました。時間にしたら1日が24時間、48時間、72時間の3日間、時間にしてそんなものですよ。あれば、臨時でも何でも開いて、実際こういうわけでこうで弱ってしまったのだけれどもというのをやはり言うべきだった。それ、やはり町長だから何でもできるという鳩山君みたいなこと、政権とれば何だってできるのだというような感覚でものをやられてしまうと、我々その一応住民の代表でここに出ているのに、非常にちょっと困るのだよね。頭を問われてしまっていてしまったと。三人寄れば文殊の知恵ということわざがあるのです。1人で物事を考えたってろくなことはない。2人、3人、4人と数多くで考えればいろんな手がある。これは、専決しないでやはり臨時議会なりなんなり開いてやってもらったほうがベターではなかったかと私は思うけれども。

町長、それとあと年度内に早急にしないでならない。前総務課長殿がおられなかったと言うけれども、そんな個人的な問題で、この相手は確かに貫井孝道を相手取って係争しているのですけれども、実際は玉村町ですから、その辺をやっぱり考えのほうを改めてもらわないと、やはりその3万8,000人の中の代表なのだということで、そうすると玉村町3万人というのはみんないるのです。やはりみんな見て、気分的によくはないということです、やはり。いい玉村町にしよう、住みよい玉村町にするのだといってみんなが住んでくれて、町長をはじめ、どこか行かないで玉村町に住んでくれと、それがこんなものではどうにもならないので、また戻ってしまうけれども、何で専決までして急がなくてはならなかったかということをお聞きします。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 先ほど述べたとおりでございますけれども、この相手があるということと、このタイミングというのが非常にあります。

そういうタイミングを逃すとまた大変な時間や労力がかかるということでございまして、3月31日といういいタイミングが出ましたので、町長として専決処分をしたということでご理解をいただきたいと思えます。

議長（宇津木治宣君） 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） では、町長、あれですか、タイミングと切れで物事をみんな決めてしまうのですか。

正直な話、そんなこと言っただけだけれども、やはり町長、前職が高崎信用金庫にいて数字を預かるところにいたから、どうしても3月31日の決算だと、これが頭に入ってしまった、それであれですか、それが抜けなかったのではない。別にこんな年度が変わったっていいですよ、持ち越したって。だから、どうもそんな癖があるから、もう町長なのだから、その辺は全部捨て去ってもらって、やはりその辺が過ちのもとだと。だから、その辺をやっぱりしっかりと考えてやれば、おれにこんな突っ込まれることもなかったのです。その辺、ではどうしたら、何でその切りよくやってしまっ

た、タイミングというけれども、物事の係争中にタイミング、確かにあるよ、タイミングというのは。だけれども、やはりこういうのははっきり言って、少し相手から言っているというのは、相手がしびれを切らす、交通事故もそうなの。多くは早目にやっていい場合もあるけれども、のんびんだらりんと引っ張ってしまったほうがいい場合だってあるのです。だから、その辺をもっとうまくやって、そんなにしないで、このかけるのだから6月議会にかけたってよかったのだ、引っ張ってしまっ。実際そう思いますよ。別に、早急に町長3月いっぱいやめてしまっ、身をきれいにしてしまっどうのこうのというわけではないのしょう。そういう気がなかったのなら、やっぱりその辺をやらなくてはならないし、また横堀副町長が横にいて、それぐらいやっぱり助言してあげなければ。

これもう完全に私これ見て、だれが見てもそうだよ、これはもう失敗。相手の、この何というのですか、弁護士さん、鈴木さんかい。東大の頭に負けてしまったかなと、こう感じるところが大分あるのですけれども、相手の弁護士のペースに乗ったということはなかったですか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） これは、和解ですから、相手もありますし、相手の言い分もある。我々の言い分もあるということで、今笠原議員が言ったように相手のペースに乗ったということはないですけれども、相手の考えも聞かなくてはいけない、我々の考えも言わなくてはいけないということで和解になったということでございます。

その辺で、多分笠原さんもこういう問題については十分今までの経験の中で知っていることであると私も思っておりますし、そういう意味で質問しているのだなと思っておりますので、今後ともこういった場合にはいろんな面でご支援をいただきたいと思っております。

議長（宇津木治宣君） 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） そうに言われたのだけれども、別に大したことはないのだけれども、三、四回やられたので大体町長よりも経験はあると思います。

そんな中で、やはりこの件、失敗だったです。だから、こんな、みんなが言うのですけれども、何で勝訴して、ではいっそのこと、私思うのですけれども、やはり高等裁判所まで行って、幾らか口頭弁論でやればよかったのです。そうすればそんなこともなかった。やっぱりそれは行く前にちょっともう、何だか知らないけれども、決めてしまったということに対しては非常に残念に思います。

ですから、今後このような問題が来たとき町の執行部、町長、副町長、それに総務課長、よく勉強してもらって、どういうのが一番得策で町民の方が納得できるかという方法、自分たちの仕事が3月31日に切れるからいいのだ、総務課長が3月31日で定年だからいいのだと、そういう自分たちの都合を言わないで、どうやったら町民の皆様の理解が得られていけるかという方法を考えて進めないと、今後やっぱり町運営、非常に大変ですよ。これ取り消すのに相当かかります、やっぱり。時間的

にも。その辺できれば、前私が言ったとおり、町長、副町長、教育長を入れてはかわいそうだから、総務課長、自転車でみんな回って、行脚でもないですけども、どうですかと聞いてごらん下さいよ。やっぱりそのくらいやって、みずからこの責めを、私はこうしますというのを受けないと、皆さん納得しないと思います。

時間もまだ10分あるというのだけれども、ちょっと時間もあるからどうするかなと今考えているのですけれども、切りがないので。いずれにしる、町長、反省のほうはできますか、いろいろと。私が言ったことに対して。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） やっぱりこういう問題は、私は一番大事なことは町民の皆さんに納得いってもらうと、理解をしていただけたということが大変大事でございますので、今後いろんな機会を通して町民の皆さんのご意見等を聞きながら、また我々の考え方を述べながら理解をしていただく努力はしていくつもりでございます。

議長（宇津木治宣君） 笠原議員。

〔1番 笠原則孝君発言〕

1番（笠原則孝君） 大変努力していただけるのはありがたいことでございます。

最後に言っておきますけれども、正直な話、町で座談会を8回ですか、行いましたよね。この問題が出たのが板井と下之宮だと思っておりますけれども、はっきり言ってみんな腹の中ではあったのですよ。ところが、手を挙げて先頭を切って言うのが嫌だという方ばかりだったので、いろんな面から。だから、私の耳へ届かないからそれでいいのだということではなくて、やはり言える人もいれば言えない人もいて、腹の中に残すのもいるのだから、その辺をうまく。だから、座談会で8カ所回ったけれども、余り出なかったからこれでいいのだということなく、ひとつ満面に町長、その笑みで、器量いいのだから、おれよりか。それで、あっちこっち回ってみて、これはこういうことをやってしまったけれども、こうなのだと、了解してくれよというのを回ってくださいよ。

それと、やはり自分の責めの責任はみずから負うようではないかなという私期待を持って、あと残り8分ですが、ちょっと私ものが渴きましたので、町長は水を飲めるけれども、私のほうが全然しゃべっているのだけれども、水も一つも飲めない。終わらせたいと思いますが、これで終わります。

議長（宇津木治宣君） 休憩します。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 次に、14番石川眞男議員の発言を許します。

〔14番 石川眞男君登壇〕

14番（石川眞男君） 石川眞男です。お世話になります。笠原議員に引き続きまして、ちょっと同じような題材ですけれども、質問させていただきます。

その前に、きのうですか、鳩山総理が辞任表明ということになりました。この間の政権運営を見ていますと、普天間基地をめぐる無定見な一連の言動とかその結末、それから私に言わせると前政権が自民党・公明党政権の中で行ってきた、いわゆる3分の2採決というのですか、ああいった形で強行採決的なものもうんと嫌だったわけですけれども、その批判していた当の民主党政権がまた強行採決をやっていくというような流れの中で、やはり国民の多くの人にはこれは政権交代ではないと、私たちが求めた政権交代ではなくて、単なる政権移動にすぎないというような感じを受けてしまっているのではないかと思います。そういう意味で、非常に日本の政治は混沌としていますけれども、玉村町議会はしっかりと対応していければいいのではないかと思います。

そしてまた、鳩山政権、麻生政権、それから福田政権、安倍政権ですか、みんな1年ともたないわけですよ。こういったものに対して、本当に私たちは危機感を持っていく必要があると思うし、そのことその背景を考えるとどうも私はどうしても小選挙区制度、これに原因があるのではないかなという感じがします。国民の基盤に立った本当の実力あるその党の力以上の議席が配分されてしまうというこの小選挙区制によって郵政解散のとき自民党が大幅に勝って、それで私に言わせれば好きなことをして、また今度はその参った国民が感情に任せて民主党に入れて、また力に任せて好きなことをし出すのではないかなというような不安が非常にあるので、この選挙制度というものがこの日本の現状をつくった背景にあるのではないかなということを私は常々考えています。

そういった中での国会でいろんな法律論議されているのでしようけれども、そういったものがこの地方におろされてくるわけです。そして、この滞納整理に関しても延滞税率に関してもそういった拘束、束縛、制約の中で職員は日夜やっているという限界も感じながら質問させていただきます。

この間の滞納処理をめぐる裁判の顛末と、それに関連しての行政運営を問うということで5つ挙げていますけれども、玉村町のような小さな自治体が憲法判断にまで行き着く、いわゆる理念裁判ですよ、これを抱えてしまうとさまざまところで影響が出てきます。こういう事案には、敗訴側にとっては単なる不当判決であり、決して承服しない性質のものと言えます。一審判決後の和解判決は遅いとも言えるし、しかし最高裁まで持っていくことを考えると現実的対応とも言えるが、危機管理の問題としては多くの課題を残した。

以上の観点から、5つ質問させていただきます。

まず1点、危機管理はいわゆる防災だけではありませんので、原告から異議があったとき、町側の確な対応でなぜ訴訟を、提訴を防げなかったか。この辺がやっぱり一番のポイントになると思いま

すので、法令審査委員会の危機管理機能としての今後の役割を問わせていただきます。

2番目、一審判決で勝訴した上での和解は理解しにくい面もありますけれども、和解というのは勝ったほうからではないとなかなかできないという側面もありますので、控訴審、上告審の道のりを予想したとき、どのような困難さを想定して和解の道を決断したのか、このことを問わせていただきます。

3番目、滞納徴収の現場は一筋縄ではいかない場面もあるように聞きます。職員の精神面の支えや待遇改善による職務意欲の向上、滞納者への理解取りつけに向けて、もっと具体的に対応できることがあるとすればどのようなことなのでしょう。

そして、4番目として、延滞税率が14.6%というものは、もうだれが見ても高いとは思いますが。法律で決まっているから仕方ないという形での答弁しか出てこないかとは思いますがけれども、延滞税は間接的に納税を促進させるための制度ですけれども、現実にはその機能をもう果たし得ない格差社会の現実があります。延滞金により生活再建に支障ができて自己破産から生活保護という状況になってしまえば、全体の財政出動は逆にふえることになってしまいます。個々の実情に合わせた延滞金徴収の仕方も工夫できないかという質問です。

そして、最後に、人事評価の難しさを改めて教えるこの事案ですけれども、能力重視、人材育成重視の観点に立った人事評価を行うことにより、職員の能力や成果に応じた昇給制度を確立し、職務意欲向上への動機づけを高め、組織全体の活性化を図るという経営改革の趣旨からすれば、この事例はどのように評価するのでしょうか。

私は、過度に個人評価を重視するのではなく、組織としての支え合いを職員同士の信頼度を深めることにより強化して、結果として全体の成果を上げるという手法のほうが玉村町程度の規模の自治体については有効と考えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（宇津木治宣君） 貫井町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 14番石川眞男議員の質問にお答えいたします。

まず、滞納処理をめぐる裁判の顛末と、それに関連しての行政運営を問うについてお答えいたします。まず最初に、原告から異議があったときの町側の的確な対応で提訴を防げなかったか。これ、法令審査委員会の危機管理機能としての役割についてお答えいたします。

今回の町税滞納処分にかかわる訴訟事件については、今回の相手方納税者による町税の滞納に端を發しており、町税務課の対応、町法令審査委員会の対応についてはそれぞれの定められた根拠法令等に基づき適法、公正に行われたものであり、このことについては今回の前橋地方裁判所の第一審の判決内容に示されましたとおり、当町の主張が公の場において全面的に認められたものとなっております。

ただし、議員ご指摘のとおり、相手側からの提訴を防げなかったかの質問に対しては、ご指摘のとおり当町の行った町税滞納処分の手続の適法性、公正性等については第一審の判決により容認された形となりましたが、そのために要した弁護士費用、職員の労力等を考え合わせると、さらに検討の余地があったのではないかと考えております。

現在設置しております玉村町法令審査委員会においては、審査の目的が条例及び規則の制定、改廃、法令の解釈等に関する重要事項について適正な処理を図るためと規定されておりますので、今後は石川議員ご指摘のとおり、法令等の解釈の適法性等の法解釈のみならず、その必要性などの総合的な要素も加味して対応できるよう考えております。

次に、一審判決で勝訴した上での和解について控訴審、上告審を予想したとき、どのような困難さを想定し、和解の道を決断したかについてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、前橋地方裁判所における第一審の判決内容はさきにお答えしたとおり、相手方からの訴えについてはすべて却下、あるいは棄却されており、当町の主張が全面的に認められたものと考えられます。このことは、玉村町の町税滞納処分の手続が適法、公正なものであることを示しているものと考えております。

ただし、相手方からの東京高等裁判所への控訴状の提出により控訴審への対応が必要なものとなり、さらには上告審への対応も懸念される状況において、笠原議員さんにお答えしたとおり、裁判の継続による費用の問題や長時間の裁判にかかわる職員等の労力の問題、相手方との交渉の内容等総合的に判断し、裁判の継続にかかわる経費や職員の労力を、これを住民福祉のために向けることの必要性を優先することにより、今回の和解の道を決断したものでございます。

続きまして、滞納整理関係及び第4項目の延滞金関係の質問について、これは関連がありますので2項目あわせて答弁をさせていただきます。厳しい経済情勢、不況の現況下で当町をはじめ、県内の各自治体の滞納者数、滞納額は増加傾向をたどっております。そんな状況の中、税務課収税室では税負担の公平性、公平な徴収を基本に町の貴重な財源確保のため税収の確保、滞納額の圧縮、収納率の向上に努めております。

現在実滞納者は、町内、町外、県外、法人等を含め2,900人から約3,000人程度となっております。確かに石川議員ご指摘のとおり、滞納者の中には一筋縄ではいかない滞納者も数多くいるのが現状でございます。収税室が1つの組織として目標を立て、組織が一丸となって、仕事はもとより精神面も支え合いながら職務に当たっております。

また、滞納者の納税に対する理解をしていただくために、通常の業務のほか夜間滞納整理期間時の納税相談、隣戸訪問したときの相談、または延長窓口をより充実させながら、昨年からは納税者の利便性を考慮し、コンビニ収納を全町税と国保税に導入いたしました。

以上、滞納者の納税に対する理解を求めつつ、滞納者の実情、実態を把握し、見きわめながら収税の確保に努めております。

次に、延滞金の関係ですが、町税は滞納者の皆様に自主的に納めていただくのが本来の形でありま

す。延滞金は、期限までに納めていただかないと遅延に応じて課せられます。延滞金の額は、納期から起算して完納するまでの日数に応じ、現在最初の1カ月が年4.3%、それ以降が年14.6%となっております。確かに議員おっしゃるとおり、年に14.6%は高利だと認識をしておりますが、国税、県税、そして町税の3税、いずれも法に定められた利率により事務処理をさせていただいております。これは、当然大多数の住民の方々が納期限内に納めている現状を考えると、きちんと延滞金を徴収することが住民の方々の不公平感の払拭につながり、また税務行政に対する信頼にもつながると思っております。

次に、人事評価に関する質問についてお答えいたします。玉村町の人事評価につきましては、全職員を対象に能力評価を、課長職を対象に業績評価を行っております。石川議員のご質問のとおり、平成21年度に作成いたしました玉村町経営改革実施計画におきまして、職員の能力や成果に応じた昇給制度の確立を掲げておりますが、その実施につきましては現在慎重に検討を重ねているところでございます。

成果主義の導入という観点から見ますと、現在はまだ給与等には反映していない状況であります。人材育成や目的意識を持った組織運営という面で人事評価を活用しております。管理職が仕事を進める上で、その業務の現状や課題、目標等を明確にすることは業績評価のあるなしにかかわらず必要なことであり、それを業績評価というシステムを活用し、課員に共有することにより組織として全体の成果を上げることができると考えております。

今回の事例における滞納整理にかかわる職員につきましても、民間のような個人のノルマ等は定めておらず、負担の公平という税の基本原則に基づいて、組織として業務を遂行しております。現在の成果主義が公務の場においても万能であるとは考えておりませんが、社会的に官公庁の年功序列の体系が批判され、仕事の成果を指標とした組織体系が求められているのも事実であります。それらを認識しつつ職員研修を通して個々の能力を高めるとともに、組織内の連携を高めることにより職員が生き生きと働き、組織全体として成果を上げることのできる仕組みを今後も構築してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） それでは、自席からの質問に移らせていただきます。

今この和解、専決和解したということにより、それで約60万円支払い、こういったことがたびたび起こってくるのではないかなというようなまた不安というか、ことを何人かの方は私も聞いたことがあります。しかし、これは裁判に訴えられてしまったからこういうことになるわけで、提訴されないような状況をつくっておけば、こういう和解も何も無いわけですから、そういう意味においてこの原告から最初の異議申し立てがあったとき、そのときの法令審査委員会で、これは間違っていないという

ことだったわけだけれども、これまでやったことは間違っていないし、そして今回の対応も間違っていないという判断の後にそういった判断をしてしまうと、もしかしたら裁判に持っていかれるのではないかというようなところまで判断がいったかどうかお尋ねします。

いけばどういうことになるのかと。まだ一審のこと、前橋地裁だけのことでしか考えなかったのか、当時は。やはり三審制、上告審まで行くと、ここまで予想がついたか。恐らくそこまでは、自分なんかもやったことないのだけれども、行かないと思うのだけれども、要するに審査委員会での結論が正しかったとした場合、提訴される予想ができたかできなかったか、その判断をちょっとお尋ねしたいのです。

議長（宇津木治宣君） 横堀副町長。

〔副町長 横堀憲司君発言〕

副町長（横堀憲司君） お答えします。

法令審査委員会そのものは、先ほど町長から答弁していただきましたが、基本的には適法であるか適正であるかといったことが主体となっておりますので、その後これを誠実にしていくと、これが訴訟になるであろうかとか、訴訟まで発展するであろうかというところまでは正直、それほど認識がなかったというふうにお答えしたいと思います。

ただ、今回の事例につきましては、実際にこのようなときに他の県であるとか、あるいは前橋市であるとか、これがどのような対応をしているかといったことも、今回の訴訟は不幸でしたが、そういった事例を通じて学習もできましたので、今後はこういった件に関しては訴訟を引き起こす、招かないというか、そういった対応はできるかなというふうに思っています。

税だけでなく、今後もさまざまな法令審査委員会に不服審査だとか、そういうの出てくると思いますので、その後に訴訟であるとか、そういった問題が生じるかどうかといったことも含めて今後は十分に検討していきたいというふうに考えます。

議長（宇津木治宣君） 石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 訴訟という形で裁判所に持っていくとお互いいろんな制約の中での縛りも出てきますから、その中で、もうそこに乗ってしまうと100%勝って確定させるか、負けて確定させるかという、そういった結論にいかない限りはもうどこかで折り合いをつけて、決着をつけるような、もうそこしかなくなってくるわけですけれども、やはりこの辺の危機管理機能としての役割が少し、少しというか決定的に欠けているのではないかと思うのですけれども、町長、その辺の観点からお答えいただければと思います。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） いろいろ県内各地域、県や前橋市を中心にして、その辺についての情報は十

分とっていたわけでございますけれども、最終的に訴訟になるというところまでは考えていなかったということで、その後訴訟ということになったというのが現在の問題を起こしたという原因になっていると思っております。

議長（宇津木治宣君） 石川議員。

〔 14 番 石川眞男君発言 〕

14 番（石川眞男君） その交渉の過程で、法令審査委員会の交渉のその前後で本人が異議申し立てしてきたのでしようけれども、そのときもう弁護士とか、そういった人が登場していたのかどうかお尋ねします。

議長（宇津木治宣君） 新井税務課長。

〔 税務課長 新井淳一君発言 〕

税務課長（新井淳一君） その関係ですが、平成 20 年 7 月に前橋市の市議の方を代理人に立てて税務課のほうへ見えた経緯があります。

議長（宇津木治宣君） 石川議員。

〔 14 番 石川眞男君発言 〕

14 番（石川眞男君） この原告には失礼ですけれども、原告がそれだけの力というか、もう本当に滞納せざるを得ないような状況、確かにいろんな問題点がありながらも、そういった人が果たして裁判というところまで持ち込めるかどうかということが、私なんかはむしろ思ってしまうのだけれども、その中で、もういろんな人が前橋市の市議がアドバイスとか、苦情というか、要請というか、町に来ているわけです。だから、そういった形の周辺のことを考えて、これだとどういったことが予想されるのかということまでやはり考え、予想もできなかったのかどうかということをもう一度お尋ねします。

議長（宇津木治宣君） 新井税務課長。

〔 税務課長 新井淳一君発言 〕

税務課長（新井淳一君） 税務課は、税務行政の基本は適正な課税に公平な徴収と、法律にのっとってやっていかなければならない。また、しなければならぬと認識しておりますので、その辺はそのように対応させてもらったと、こう思っております。

議長（宇津木治宣君） 石川議員。

〔 14 番 石川眞男君発言 〕

14 番（石川眞男君） それは、そういう答え、質問の答えとはちょっと違う、求めている意味とはちょっと違う感じはするのですが、この裁判というのはやはり町にとってこういう大きなというか、裁判というのはなかなか経験したことがないせいか、一審で何とかなってしまうぐらいの甘い形で訴えられるときも対応したわけですか。

私は、こういったものはできる限り可及的速やかに裁判状況を解消したほうがいいとは前々から思

っていたのですけれども。というのは、私個人的に司法書士で司法書士会を7人の会員で訴えたのです。それはたった50円ですから。1件の申請に対して、あの阪神大震災に関して強制的に事務所再建のために50円の証紙を張ると。この強制ができるかできないかというところで裁判したわけなのです。それで一審は私は勝ちました。控訴審で、これはもう和解をどっちもできない、裁判所は和解を進めるのだけれども、これはもう理念裁判だからということで高裁まで行って、高裁のあるとき状況ががらっと変わって、高裁でひっくり返されまして、今度は上告まで行きました。5人の小法廷で3対2でまた上告が棄却されたわけですが、そういう5人の裁判官の内容を読むと2人の少数意見のほうが説得力があるわけです。そういうものを見ると、私たちは裁判には負けたけれども、不当判決という形で来てしまうわけです。

だから、この裁判も上告でどんな結果が出てやったら、負けたほうは、これは不当判決、町は不当判決とはなかなか言えませんけれども、この一審原告にとっては不当判決になるわけです。それで、今私たちは大きな判例として、逆に悪い意味での批判的な判例として、もう法律学者の中、本の中に載せられてしまっていますから、それでその中でどのくらい費用がかかったかという、我々は好きでやっているのだからいいですよ、弁護士を頼んでやっているのだから。ところが、司法書士会は今度は会員からそんなにお金がかかるのなら自分たちでやれよというような話になって、会はある程度いったらお金も使うのだけれども、自前で裁判やるような話になってしまう。そういった形で非常に大きな裁判が長引いてくると複雑で、お金がかかり、最後は判決が出ても不当判決みたいな話になってしまう。だから、その一審原告にとっては不当判決と叫べばいいのだから。しかし、町にとっては勝ったとしても今度はそれだけの町長は町のお金を使ったのですかというような形での、また別の、たったこの20万円ぐらいの滞納額に対して数千万円のお金を使っていくのですかという、この是非が問われる状況も私なんか来るのではないかと、実は危惧していたのです。

だから、和解のところでは、この和解を本来なら一審、そうですね、ではまずお金のこと。一審が終わって100万円程度だけれども、これから控訴審、それから上告審で憲法判断まで行きますから、そうすると今の一審の判決以外に今度生存権の形の25条判断というのも出てくる可能性があって、非常に大きな弁護団を費やして結果が出る。そして、そこにこの町の税金を投入して裁判に充てるということまでを、この一審の結論を見て、勝って気づいたのではないかと思うのですけれども、その辺はどうですか。

費用対効果というのがべらぼうだと、全然ないという意味でね。その辺を気づいたのではないかと思うのですよ。勝ってみた上で。その辺をちょっとお尋ねしたい。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） さっき石川議員が言ったとおり、有利な状態のときに和解の話をしないと恐らく和解ができなかったらろうということは私も考えておりました。

ですから、有利なときに和解をします。そして、その最高裁まで行って膨大な資金を使うということをとめるということも私の考えの中にありましたし、そういう形で一番で有利な状況にあるということでは私は和解ができたなど考えております。

議長（宇津木治宣君） 石川議員。

〔 14 番 石川眞男君発言 〕

14 番（石川眞男君） 私もそうだと思うのです。

今ここで和解してしまったから、この62万円、これが高い、安いという話で、これだってもう大きな金額だという形になるけれども、これを野放図に続けていってしまった場合、今度はまた違った批判が起きるのです。それこそ数百、1,000万円絡み恐らくかかってくると思いますから、何回も行って弁護士を頼んでという形の中で、今度はたったこれだけのものに出している、何でこんなに町の税金がかかっているという今度は世論の化学変化みたいのが起きてしまって、また違ったほうで町に対する批判が来る可能性が私はあると思うので、その辺を考慮して、やっぱり和解の判断に若干踏み込む要因になったかどうかお尋ねしたいのです。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔 町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） それもそのとおりでございます。和解の判断の中には膨大な資金、膨大な時間、そして職員の労力をこの裁判に費やすということのマイナス面を私は避けなければいけないというのが、この和解の1つの判断であるということでございます。

議長（宇津木治宣君） 石川議員。

〔 14 番 石川眞男君発言 〕

14 番（石川眞男君） 話ちょっと、これとは全然違う話なのですけれども、例えばいつか皆さん覚えているか、アポロ13号の事故というのがあったのです。

NASAが万全な体制で宇宙飛行をさせるわけです。万全な体制で宇宙空間でアポロ13号が、それでも外壁がぶっ飛んだのです。この人たちが人類史上最初の宇宙での犠牲者になるのではないかと危惧されたのだけれども、それをNASAとクルーの綿密な危機管理の的確さによって月を周回して、それで地球に戻ってきたという、これむしろ事故を起こしたということもあるのだけれども、事故後の危機管理のすばらしさということで称賛を浴びたのですけれども、この事件にそれを例えるというわけにもなかなかいかないけれども、万全な体制でやってもいろんなことが起きてくるのです、この世の中というのは。

しかし、そのとき最少の犠牲というか、最少の経費で決着させるということも1つの執行の判断だと思うのです。そういう意味において、まずそれは提訴されないようにするというのが水際での第1段階です。それで、あと提訴されないようにすると。それがだめだったら、一番の提訴された段階で何かする、手を打てるかどうか。でも、これは意外に難しいのです。1回目の一番は始めてしまうと。

それで、一審の判決が出た段階、つまりこの段階、これを通り過ぎるともう危機管理として、私はもう機能とは言えないと思うのです。控訴審の判決後とか、最高裁まで行ったら、もうこれは後は野となれ山となれ、税金はいっぱい使って決着だけしましよと。その決着後の見解は、勝てば主張が認められてよかったと。負ければ不当判決というぐらいのものしかないわけなので、その辺での危機管理の水際作戦がまず今回失敗したわけです。

そうした場合の決着のつけ方としては、私は遅いとも言えるし、しかし現実的な対応とも言えるという判断はするのですけれども、その辺のやはり提訴からここまで来てしまった。それで、一審でも職員が何人かその都度いろいろ行くわけです、恐らく。それで、今度は控訴審になるともちろん弁護士任せにはなるのだけれども、やはりそうはいつでも職員は相当な労力をこの裁判に使わなければならないわけです。それで、ではこの原告に対する懲罰的機能があるかということ、なかなか現実には、失礼けれども、そういう人ではない様子ですので、意外に我々が思っている見せしめ機能というものないかと。そういう意味において、やはりこの執行権の範囲で、行為として専決したのでしょうかけれども、この時点での和解というものに対して、私はむしろ遅いけれども、現実的、ぎりぎり現実的対応ではないかと思っています。

だから、本当にこのこれから未知の世界へ行ってしまうわけですから、このまま行くと。今度は弁護団が強化されて、最高裁で、もうこの小さなものが1つのとっかかりにすぎなくて、違った事態がどんどん出てくるという予想がつくのですけれども、その辺での思い、今度はお金ではなくて、お金も大変だということがあって、そうではなくて今後予想される裁判上の防御権とか攻撃の活動の中でいろんなことが、危機的なことが予想されるという意味での危機感を感じていたかどうか、ちょっとお尋ねします。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 相手側も弁護団を増強して4人、5人ぐらいの弁護士で控訴審を闘うという情報は入りました。

それで、そうなるとうちのほうも東京の弁護士をそれに対抗するようにある程度そろえなければいけないという意見も出てきまして、このまま控訴審から上告審までこの裁判が進んだら、相当な労力と時間と金が必要になるということで、町長とすれば先ほど申したとおり、そういう金を使うのであれば住民福祉のほうに回すのが町長としてのやり方ではないかなというのが、私の和解に対する判断でございました。

今石川議員さんが言われたとおり、遅過ぎたのではないかなという話もあります。私とすれば遅過ぎた、もっと早くこの和解をしたかったというのが私の本当の気持ちなのですけれども、でもこの時点で控訴審が始まる前に、3月26日に既にもう東京高裁から呼び出し状が来まして、そういう状況の中で3月31日という日程で和解ができたというのは、私とすれば不幸中の幸いだったかなと。町

民に対しても、これは顔向けができるのではないかなと考えておりました。

議長（宇津木治宣君） 石川議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番(石川眞男君) この和解書を見ますと、その限りにおいては62万円を支払い、それで22年3月31日限りで直接交付するという形のが和解案として出ているわけですが、この文面を見る限りにおいては、要するに相手方との交渉の中で和解がどんどん、どんどん進まずにいつてしまう、和解するタイミングは今しかないというような状況の中で、執行側がこの専決を判断したということによろしいですか。

そうでないと、そうであればやっぱり執行の判断の範囲内の行為での即決、そういう専決というのはあるわけですから、そういうものとして私はとらえていいのかどうかということも含めて、ちょっとお尋ねしたいのです。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 3月26日に東京高裁より呼び出し状が来まして、その中の話の中で、既に相手側は先ほど申したとおり大弁護団を組んで闘うという情報が入りましたし、一部にはこの4月に入って時間がたつと、既に和解はできなくなるのではないかなという情報も入りました。

ですから、その中で私は3月31日がぎりぎりの線と考えて3月31日に和解をしたというのが現実でございます。

議長（宇津木治宣君） 石川議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番(石川眞男君) その支払い金が62万円ということですね。

それで、その条項の中で納税者の生活実態の尊重が重要であるということをお互いに認識するという言葉がありますけれども、要するにそここのところが徴収現場の中で、もう現場の職員はいろんなことをして、私なんかにはとても聞かせられないようなことまでしていると思うので、もう非常に感情的な部分も出てきてしまうと思うのだけれども、それにしてもそれぞれの納税者の生活実態を尊重するという中で和解合意はしてきたわけですね。

それで、そのことがこれを逃したら和解がもうできなくなってしまうのではないかという危機感というか、そういう状況というのはあったかどうか、それをお尋ねします。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 現場にいますと、非常に難しい判断でございまして、生活実態を重視するということがありますけれども、いろんな人間がおります。

ですから、担当者にしてみると非常にこのずるい人もおりますし、本当に誠意があるのだけれども、

今の状況の中で納税ができないという人もある、千差万別と言っても不思議がないぐらいの中でございます。

そういう中で、大変収税課員は苦勞しております。そういう中で生活実態をお互いに重視するという文面を入れたわけでございますけれども、これはうちの担当にしてみると、すべてそういう相手ばかりではないのだよというのは私も日ごろ聞いておりますので、非常に私もその辺については慎重に言葉を選んだつもりでございます。

また、もう一つは、3月31日という日が私の判断の中では、もう限度かなというので3月31日ということにしたということでご理解していただきたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 石川議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 今前橋市が県と裁判やっていますよね、高校跡地の問題ですか、前工の。それもやっぱり裁判所が和解勧告、裁判所の和解という形で出てきたわけですが、結局控訴審になれば裁判所の和解というのが恐らく出てきますから、どこかで和解を検討するというときが来るのです。だから、それはそのときはもう悪いですが、この60万円というのは決して安い金額ではないけれども、これではおさまらないと思うのです。それは、なってみなければわからないから、これが高い高いと言ってしまっても、確かにそここのところは今で言えばこういう状況だけれども、おくれればおくれるほど、裁判所がもうそういった形で関与すれば関与するほど、やっぱり町の負担は逆に多くなるというものを私は予想してしまうので、この辺はもう執行のぎりぎりの範囲かなという形は私はしています。今後和解が後で来た場合の和解条件がよくなるか悪くなるかというのはどういった判断をされましたか、していない。

では、どういうことを予想して。もしおくれて和解する場合は、これで済むものかというどういう判断をしますか、もし。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 今後高裁での裁判が始まり、審議が何回かあります。その中である程度ところで裁判所のほうで和解という言葉が出たときには、和解金そのものも相当な額になると思いますし、それまでの弁護士費用というものはこの前橋地裁で裁判をしていることとは全然格段の差があるのではないかなと。

そのほかにも職員を東京高裁まで、そのたびに派遣しなくてはいけないということもありますし、仕事の面についても相当の障害が出てくるということを予想しておりまして、東京高裁での多分1回ぐらいは和解はいかがかという、私も今まで何回か、前の銀行にいたときにそういう民事裁判は何回か経験しているのですけれども、そういう裁判所からの和解の勧告はありました。それは、遅くなればなるほどこの金額がどんどん、どんどんふえていくということでございますので、この一審の時点

で和解ができたということは、私は自分なりにはこれが限度だと、この時期を逃すともうできないのではないかなというので、そういう危機感から3月31日ということを決めたということでございます。

議長（宇津木治宣君） 石川議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） そうしますと、町長としては和解、それから専決、これが執行権の、執行の裁量権の範囲内だという形の認識でいいのかなどうか、その点について。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） これについては、執行側としても十分に検討した結果、町長の執行権の範囲内であるということで、これに決議したということでございます。

議長（宇津木治宣君） 石川議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） というのは、町長のさきの答えの中で税の徴収の公平性とか公正性みたいな形の言葉があったのですけれども、私もそれは当然の話です。そのことで職員は一生懸命やっているのですけれども、私はなかなか税の公正性という前に、本当にこの税制度が公正なのかどうかというところに私自身はもっと、要するにこのレベルで、町のレベルではないのだけれども、国のレベルで決めた10年やそこら前、確かに高額所得者が出てくるわけです、たくさん。その高額所得者を代弁する形で国会議員がその議論の中で努力して稼いだ、そういった人たちが余り税金が高いとその努力が、やる気がそがれると、努力に報いるような税制にしてくれということで高額所得者をどんどん、どんどん下げてきた経緯を私は見ているわけですよ。見て聞いているわけですよ。

そういうことを思うと、決して税制全般が果たしてもっと払えるべき人に、私に言わせればですよ、払うべき人が払えないような税制をつくってしまって、もう弱い人がどんどん苦しい状況が起きているのではないかという、その税制自体の不公平みたいなのを私はちょっと感じていますので、その中でこの低所得者の徴収、滞納処理に対する対応もそんな画一的なものでいいのかなという、そういう思いがあるのです。

そういった中で延滞税というのは、そもそも本税の納税を督促させる意味での公立の延滞税ですから。例えば法律が、これが今14.6%だけれども、50%と決まっていたって、それならそれで法律で決まったことだから公正だということだろうし、たった1%でも公正だという形で、もう決まった数字だからやるということなのだけれども、やはりいろんな、この世の中矛盾がいっぱいあるわけで、本当に納税者1人1人の生活の実態を重視するという意味であれば、その辺も勘案して、何か延滞税はびっしり取るのですよと。延滞税の目的というのは、むしろ本税を納入させるための圧力の税率みたいなところがありますから、そこのところは少し安くしたり、安くというかな、やっぱりそう

ですね、そういった形の柔軟性の対応が町はできないのかどうか。そのことによって、本当にそのことによって滞納事業から救われて生活再建できるような人がもしいるとすれば、そういった可能性を持たせるような徴収の仕方もいいのではないかと思う。そうではなくて、今の原則論でやっていくと、どうにもならなければ破産してくださいと。破産した上で、では今度は生活保護すればいいと。もうそうなってくると、その人は破産するというのはやっぱり容易ではない話なので、社会から完全に切り捨て、疎外されるような思いで、その中で今度はぼろぼろになって生活保護をもらいに行く。その人も大変だけれども、今度は県やそういう自治体だって、逆に財政出動がふえてしまうわけですから、もしこういう例があればの話ですけれども。

滞納税だの延滞税を若干でも減らす、まけるというかな、そういう裁量をすることによってその人が生活再建ができるとみなせるようなそういう人がいた場合は、そういった臨機応変な状況をつくることが可能かどうか。可能でなければ、そういう思いがあるかどうかぐらいまでは、ちょっと町長。まず、税務課長から聞くか。その後町長に答えてもらって。

議長（宇津木治宣君） 税務課長。

〔税務課長 新井淳一君発言〕

税務課長（新井淳一君） 延滞金の徴収方法は個々に工夫できないかと、こういうことですがけれども、当然法に照らした減免の制度はあります。

これは、災害とか生活保護とかそういう場合はそれに該当いたします。それ以外は、やはり町長が答弁したとおり難しいというよりできないかなと、こう思っております。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） この税の徴収というのは、本当に法に定まった中でやっているわけございまして、我々、私が銀行にいたときは民間でございまして、そういうような話は時たまありまして、そういう形は民間ですからできないことはなかったのですけれども、今課長が言ったとおり、特別な災害だとか、そういう公に認められたこと以外でそういうのが今すぐというわけにいきませんので。

ただ、気持ちとしては今石川議員が言ったように、そういう気持ちを持って徴収をしろということだと思います。そういう気持ち、住民に対して温かみのある気持ちを持って、なおかつ厳しく取り立てるということではないかなと思うのですけれども、その辺についてのバランスというのは大変大事でございまして、職員にはそういう気持ちを持って税金は必要である、公平に取らなくてはいけないけれども、そういう気持ちを持ってということは今後職員との教育の中でしていきたいなと思っております。

議長（宇津木治宣君） 石川議員。

〔14番 石川眞男君発言〕

14番（石川眞男君） 笠原議員が非常に憲法の三大義務みたいな形で言ってくれましたけれども、

やっぱり教育とか勤労、それから納税というのは非常に大切なことなのです。

だけれども、大切なことなのだけれども、それはそういうことができるような環境を国が、政府がつくっていくということも、これが1つの政府や国の責務なのです。だから、教育に、義務教育は平等にやるというのは国の1つの憲法を保障するための教育、憲法理念を保障するための国の施策だし、だから仕事をする環境をつくる。そのことによって納税ができるような環境をつくと。ところが、今いるんな経済不況、それから人材派遣事業とかそういった中で、もうなかなか仕事が分断されて、本当に200万円以下の所得の人が1,000万人を超えてしまうような状況の中で、本当にもう食うための生活に追われて、本当に心ならずも滞納してしまうという人も悪い人ばかりではないのです。そういう人もいるわけなので、そういう人に対する思いを徴収の現場で税の公平性という型どおりの言葉だけではなくて対応できないかというのが私の質問なのです。

それで、また税の公平性というのであれば、この徴収職場で働いている職員の待遇の公正性というものにも、やはり町長に配慮してもらいたいのです。そういうことも含めて、要するにそこにはいろんな正職員もいれば嘱託職員もいろいろいるわけですけども、同じところを本当に今の滞納職場の中で、滞納徴収職場というのは厳しいものがあるので、そういった当町での待遇の面での、だからそれは5番につながるのだけれども、いろいろその人の仕事の成果により、そういったものを考えるような環境にあるのであれば、まさにそういった待遇改善というものを、ほかの職場と違ってやはり滞納徴収、税金徴収の現場というのは違った面がありますから、その大変さを酌みした上での町長の職員の待遇を逆に公平にすることによって仕事の能率が高まるような要素もあると思うのだけれども、その辺に対する配慮が町長は少しできるかどうか。

これ、マニュアルどおり徴収徴収だけではなくて、そこで働く人に対する思いをどういった形で受け止めることが逆に公正な、公正というか待遇の公正性みたいなところにもつながってしまうのだけれども、その辺を町長はどう考えているかお尋ねしたいのです。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 今回の件につきましても、私も一貫してうちの職員の行動とか業務に対する気持ちというのは大変評価をしております。

非常に公平公正という言葉を手の中に入れての中で、この業務をしているということで、私も職員に対しては大変敬服をしているところでございます。ただ、今石川議員さん言われたとおり、そういうようなことも考えなくてはいけないかなと。今回の裁判につきましても、これはもう職員の問題ではないということで、あくまでも私の問題であると、町長、貫井孝道の問題であるということで私は一貫して考えてきたのですけれども、職員に対しては今までどおり、それで今まで以上に公平公正という立場でこの収税業務をしていただきたいという話をしておりますし、うちの職員はそんなつもりで常にやっております。

これ以上の、先ほど言われた問題についても私なりに今後考えていくつもりでございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 石川議員。

〔 14番 石川眞男君発言 〕

14番（石川眞男君） よろしくお願ひします。

議長（宇津木治宣君） 簡潔に。

14番（石川眞男君） はい。

人事評価の難しさというのは、もう言うまでもないのですけれども、個人的なところでの仕事を見て人事評価して、それを成果主義につなげていくような方向になると意外にそれは、余りいい競争にはならないのです。大体の場合が、成果主義を導入した会社の人に聞いてみると人間関係が相当悪くなって協力体制が薄れて、それでもうむしろばらばらになって中長期的な展望が開けなくなるというような状況があるので、この300人程度のところだと、大きなところなら人事異動させれば、もう一生会わないぐらいのところへ人事異動させればいいのだけれども、このレベルだとやはり個人競争的なところでの人事評価というのはなかなか私はうまくいかないと思っている。

そういう意味で、また違った意味のこのぐらいの自治体だからこそできる組織的な仕事のやり合い、支え合いでの成果が上がるという方法を見出したほうが、むしろ力を合わせる、本当に特別優秀な人がいるわけでは、悪いですが、そんないるわけではないのです。

普通の人々が職員をやっているわけだから、時にはおだてながらも、いろんなことをしながらも信頼関係をつくり合って、その中で知恵を出し合って成果を出していくというのが、余り個人競争に走らないほうが、この町レベルの規模の行政運営では適しているのかと思うのですけれども、その辺をお尋ねしたいのです。

議長（宇津木治宣君） 副町長。

〔 副町長 横堀憲司君発言 〕

副町長（横堀憲司君） 職員の能力評価、能力というか評価につきましては、これまで個人の能力評価、そしてあとは業務にかかわる業績評価と2本立てで今やっております。

まだ個別に職員の給与、何か昇給であるとか、そういったものに反映させるという段階に至っていませんが、職員には近々反映をさせるのだという趣旨で実施をしております。毎年内容的にも職員から結果、アンケートをいただいたり、改善点であるとか、そういったところをこう見直ししながら、より職員が一層充実してやる気を高められるような、そんな制度に持っていければいいなというようなことで、職員から意見も伺いながら毎年少しずつ見直しをして精度を上げているという段階にあります。

大分職員のほうにも浸透してきているかなというふうに思っていますが、まだお給料には、昇給には反映させておりません。

議長（宇津木治宣君） 石川議員。

〔 14 番 石川眞男君発言 〕

14 番（石川眞男君） 給料に反映される、要するにお金で動く人間をつくるような感じがするのです。

日本が古くからそういうものを、日本のよき伝統というのはお金で動く人間ではないというのだったのだけれども、アメリカ的な、臣従主義的な政策の中で、もうお金で釣るような、私はそういうのは余り好きではないのだけれども、少なくとも人を評価する、評価する中には基本的には評価される側が評価する側を信頼していなければ、もうこの制度は成り立たないのです。

だから、そういう意味で、執行側として職員に対して本当に信頼されているのかどうか、その辺が一番の問題だと思うのですけれども、まずされているのかという、町長に最後の質問で、要するに評価するに際して職員から信頼されているのかどうか、そう思うかどうか。より人を信頼させるためにはどうしたらいいかという、その2点を聞いて私の質問の最後にします。

議長（宇津木治宣君） 町長、時間の範囲で答えてください。

町長。

〔 町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） 非常に難しい答えでございます、職員にどの程度信頼されているかという質問について、私も非常に自信があるようで自信がないです。

私なんか、どっちかという住民に信頼されているかされていないかというのに重点を置いておりますので、職員がどうかと、余り町長というのは職員からはどっちかといえば嫌われ者に近いのではないかなという感じでございますけれども、私は人間的には大変心を開いて職員ともつき合っているつもりでございますので、職員からもそういう面では信頼されているかなと思っております。

ただ、今後はそういう形で、町長という立場はまずは住民に信頼されるということと、やはり職員にも信頼されなければこの仕事はやっていけないということでございますし、もう一つは議員の皆さんにも信頼されるということが大事だと考えておりますので、そういう面でひとつよろしく願いたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。午後は13時30分に再開いたします。

午後0時21分休憩

午後1時30分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 次に、2番石内國雄議員の発言を許します。

〔 2 番 石内國雄君登壇 〕

2 番（石内國雄君） 議席番号 2 番石内國雄でございます。傍聴の皆様、大変ご苦労さまでございます。通告に従いまして質問させていただきたいと思っております。

町への期待というのは、町民の方の心情をどう取り組んで皆様にどうこたえていくかという形になるかと思っております。そういう意味からいきますと、先ほど質問等もありましたけれども、滞納の税額に対する差し押さえ処分の町長の和解の決断については、いろいろ質問とか、またはそういうものを町民の方からも受けております。私は、その税務の仕事に携わっていた関係もありまして行政の長としての決断も非常に大事ではないか、また町民の方がこれから納税していく上でも、いろんな形ですっきり納税できるような、そういうこと、またはそのいろんな周辺への影響、そういうものを判断の基準のところに大きくウエートは置いていただいたほうがよかったかなという形は感じておるわけがあります。いずれにしましても、町民の方の要望を受けて行政を進めていくというスタンスが非常に大事かなと思っております。

その中で今回の質問の中になるのですが、その滞納処分の関係とはまた全然別になりますが、まず東毛広域幹線道路の開通に合わせまして通学路の安全と確保の対策についてお伺いしたいと思います。東毛広域幹線道路の開通が平成 27 年度には高崎市から伊勢崎市へ抜ける状況になる予定になっておりますが、東毛広域幹線道路の開通については町民の方の関心も高く、また玉村町民の生活環境に大きく影響してくるものだと思います。特に玉村小学校、中央小学校等の通学路を横断することになりますこの東毛広域幹線道路の安全対策については非常に心配されているところでございます。町では、東毛広域幹線道路における通学路の対策をどう計画しているのか、町長に伺います。

次に、女性と子供の健康を守るワクチンの町からの公費助成についてを伺います。さきの 3 月の定例議会で女性の命を守る発病防止に大きな効果のある子宮頸がんワクチンへの公費の助成、また子供、乳幼児の命を守るための細菌性髄膜炎を防ぐヒブワクチン、それから小児用肺炎球菌ワクチンの公費助成について町の考えを質問させていただきまして、公費助成の実施を訴えさせていただいたところでございますが、町長は子宮頸がんワクチンの公費助成については今玉村町で 20 歳以上の女性を対象として実施している子宮頸がん検診、それとその定期的な検診とあわせてこの子宮頸がんのワクチンを接種することになれば子宮頸がんは 100% 予防できるようなことにもなる。また、小学校 6 年生から中学 3 年生を対象にして、それを考えたところで全額補助する自治体も出てきているところも踏まえ、玉村町でもし小学 6 年生の女子生徒全員にこの子宮頸がんワクチンの接種の全額補助を行った場合には金額的には 1,000 万円ほどかかるという形をお話しした上で、今後県や近隣の市町村の状況をよく把握し、その上で伊勢崎市の佐波医師会等関連機関と協議検討してまいりたい。また、細菌性髄膜炎から子供たちを守るためのヒブワクチンについては群馬県で昭和村が本年度から接種の 2 分の 1 を助成していることや、小児用の肺炎球菌ワクチンはヒブワクチンと同時に接種することが肺炎球菌の予防に非常に効果があると町長も認識されておられまして、今後ヒブワクチンの接種とあ

わせて検討してまいりたいと答えていただきました。

この女性と子供の健康を守る効果絶大な子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、これは今現在も町民の方々の負担は大きいものであり、一日も早く全額公費負担の実施を行い、町民の負担の軽減を図るべきと考えております。

そこで質問であります。発病防止における大きな効果のあるこの子宮頸がんワクチン、細菌性髄膜炎を防ぐヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンへの周辺市町村の公費助成の状況は把握された結果どういう形になっておるか。また、玉村町での女性と子供の健康を守るこの子宮頸がんのワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについての公費助成の導入の計画は今現在どのような形で進んでおるのか、それを問います。

次に、高齢者の困り事への支援についてということで質問をいたします。町長は、平成22年度の施政方針にも「子どもからお年寄りに温かい福祉のまちづくり」と掲げられ、多様化する福祉サービスに対する町民の要望に的確に対応しながら、質の高い福祉社会の実現を目指して各種施策を推進していくという形で施政方針に述べられております。お年寄りに温かい福祉のまちづくり、高齢者の方々の暮らしやすい環境づくりを考えたとき、今日常生活でのちょっとした困り事や不便な点への支援が高齢者の方々から求められていると感じております。高齢者の困り事支援は町民の要望に的確に対応した施策ではないかと思えます。

そこで、玉村町では地域包括支援センターが地域で暮らす高齢者の皆さんを介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるために設けられているところでございますが、この地域包括支援センターでの主な業務は介護等が中心でありまして、日常生活への困り事等についてはなかなか実際にされていないというふうに聞いております。高齢者の方々への日常生活での困り事に対する支援について、町ではどう取り組んでいるのかご質問いたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 2番石内國雄議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、東毛広域幹線道路の通学路安全対策についてのご質問についてお答えいたします。東毛広域幹線道路の開通予定については、平成27年度までに暫定2車線での全線開通、平成29年度までに完成型4車線での全線開通となっております。開通に当たっては、地域間を連絡する幹線道路でありますことから、相当の交通量が増加することが考えられます。また、当該路線は町内中央部を東西に横断する道路であり、議員ご指摘のとおり玉村小学校、中央小学校の通学路を横切る箇所が出てきてしまいます。よって、その対策として通学路となる交差点に信号を設けることなど、子供たちが安心して登下校ができる環境を整えていただけるよう、今後県及び関係機関との話の中で、この辺について積極的に要望を行っていきたいと考えております。

次に、ご質問の子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについては、現在予防接種法の定期接種に入っていないため、接種を希望する場合のワクチンの費用については個人負担となっております。これは前回申したとおりでございます。ワクチンの接種料金は医療機関によってまちまちですが、子宮頸がんワクチンでは1回の接種料金が1万5,000円から2万5,000円で、これを3回接種を行います。また、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンは1回の料金が7,000円から8,000円で4回接種を行いますので、保護者にとっては高額な負担となっております。そんな中で個人負担を軽減するために公費助成を行う自治体が最近はふえております。そこで、最初の質問であります県内の市町村の公費助成の状況についてお答えいたします。

まず、子宮頸がんワクチンにつきましては、今年度より榛東村で中学1年生を対象にワクチン3回接種分の全額補助を開始いたしました。

次に、ヒブワクチンにつきましては、平成21年度より昭和村で接種費用の2分の1を公費で助成しておりますが、今年度から前橋市と高崎市でも公費助成を開始しました。前橋市は、2歳未満を対象に1回接種のみ2,000円補助、高崎市は2歳未満を対象に1回につき1,000円の補助を行っております。

小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、現在のところ公費助成を実施している市町村はありませんが、高齢者の肺炎予防のための肺炎球菌ワクチンにつきましては現在県内11カ所の自治体で補助を行っております。

なお、県の保健予防課によりますと、今年の3月に全市町村を対象にこの任意ワクチンの公費助成についての調査を実施し、その集計結果を近々に公表するとのこととあります。

それで、質問のこの当町の公費助成導入の計画についてですが、伊勢崎佐波管内で統一して公費助成を行えるように、今年度に入り伊勢崎市の予防接種の担当者と協議を始めたところでございます。料金等の問題もありますので、今後伊勢崎佐波医師会等関係機関とも協議を進めたいと考えております。今のところそのような状況でございます。

次に、高齢者の困り事への支援についてでございます。高齢者に限らず日常生活の中で困り事や不便を感じ、人の手をかりたいと思うときはだれにでもあることと思います。こうしたときに、家族や友人、隣近所の方から受ける手助けは金銭では得がたい、大変ありがたいものと感じるものでございます。しかしながら、近年の核家族化の進展に伴い、こうした助け合いや支え合いの精神が希薄になってきているのが現実でございます。それで、高齢者の困り事に対して行政としてどう対応していくかといえば、基本的にはこの相談窓口を充実し、相談内容によっていろんな関係機関や団体などに結びつけることが重要かと考えております。例えば庭の草取りであればシルバー人材センター、悪質な訪問販売のような被害であれば消費生活センターなど、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターが中心となり、地域の民生委員や関係機関と連携して高齢者の困り事に対応したいと考えております。今年度からこの消費者センターをスタートしたわけでございますけれども、これも1つには

この今石内議員さんが申したとおり、高齢者やそのような方々の相談窓口ということも十分に頭に置いた中のこの消費生活センターの開設でございますので、大いに利用していただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 2番石内國雄議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） 自席にて引き続き質問をさせていただきたいと思っております。

まず、東毛広域幹線道路の安全確保の話なのですが、この間伊勢崎土木事務所のほうから説明等もありましたけれども、その中で私が気になって、またこの質問を取り上げたことをちょっとお話ししますと、大胡線ができて中央小学校のところに歩道橋ができています。その歩道橋をつくるに当たって、いつそういうものが発案されて歩道橋になったかという形でちょっと説明があったのですが、いわゆる地元のほうにある程度できたものを説明をして、その中でいろんな要望を受けてそういうものになったというような前回のことがありました。この東毛広幹道、町長がお話のように間違いなく通学路を横断するものでありますし、その安全の確保というのは町の行政の責任として、こういうふうにすべきだという発想、またこういうふうにしていく中で町のほうに今現在このように要望している、こういうことはできないのか、そういう姿勢が非常に大事だと思っております、既にそういうことをしているのかなと思っていたわけです。

当然学校とかPTAとか、その地域の住民の方の要望は出ておるかと思うのです。例えばこの間の総合計画の中での地域への説明をしていく中でも、そのことに対しての意見もあったかと思っております。そのものを町としていかに的確に把握して動くかというのが大事だと思うのですが、先ほどのお話ですと信号をつけたらなということは考えているけれども、今後ともこれから県とかそういうところに要望していくのだというお話ですので、非常に残念に思っているというか、当然それはすべきなのだけれども、遅いという意識が低いのではないかというふうな思いでこの質問をさせていただいているわけです。実際には地元の方の意見とかそういうのは町のほうでも聞かれますし、その信号がいいのか、またはその歩道橋がいいのかというのが、もう議論されているというか、意見がいっぱい出ていると思うのです。その出たものを町のほうではそれを検討、ある程度のところは検討して、こういうふうにしてもらわないと町では困るのだという形のもを具体的なものを持って県とかそういうところに要請をしていますよと、こういうふうに行っているのですよという回答が欲しかったところですが、これから鋭意努力していただくということで、その辺の感覚については町長どう思われますでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 石内議員さんの言われるとおりでございます。そういうふうな形で町が積極

的に動くということは、動かなければいけないというのは当たり前な話だと思っております。

ただ、今までの経過が大変、急にこう盛り上がってきた話でございますので、その辺についてちょっと町が後手に回っているかなど。その通学路の問題について、今まで下之宮、そして南玉、あの辺の道路についての県との話し合い、地元の皆さんとの話し合いというのは何回も重ねてきました。その中でも、かなりそういう意見は出ていると思っておりますので、私ちょっと参加していませんので、その辺の細かいこと、これからちょっと都市建設課長のほうから話してもらおうと同時に、町とすればそういうもの、道路ができる以前にそういうことで動くということは当たり前な話でございますので、まだまだ私は遅いと思っておりますので、これから子供たちの安全を守るというのはこの町の使命でございますから、そのような形で動かなければいけないかなと考えております。

それについて、都市建設課長のほうから地元の声はどうだったかというのをちょっとお話しさせてもらいます。

議長（宇津木治宣君） 横堀都市建設課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長(横堀徳寿君) 先日の全協のときに石内さんの質問はもう既にもらっております。

土木事務所のほうには一応提示してありました。ですけれども、説明の中で出た言葉は歩道橋のようなことは出ていませんでした。私、そのとき司会役をさせていただきましたので、平成13年玉村大橋が開通をしまして、その後に中央小のところの歩道橋ができたというその3年間のときちょうど建設課長をしておりましたので、その経緯を皆さんのところで私答弁させていただきました。

ですから、土木事務所の人たちもその経緯、その当時のことを知らなかったと思います。ですから、当然私もその後5年間土木の仕事を離れておりましたので、広域幹線道路、先日皆さんのお手元に配付しました図面、あれは私のほうでは暫定という言葉を使ってくださいということで申し上げました。ですけれども、その図面には今回というふうな言葉で土木さんのほうは提示をしてきたものが皆さんの手元に行っているかと思えます。といいますのも、私昨年担当いたしましたわけですけれども、その間のときにも13年のときに副道優先という話から始まって行って、県では60メートルの用地を確保したわけです。実際には30メートルあればいいところを消防署から東は約30メートルです。ですから、余分な用地を今買い込んでしまったというようなところに、県も国に対してどう説明するかというところで悩んでいたというのが実際ではないかなと思います。

ですから、その辺のところ60メートルのところを何で30メートルのところになって歩道橋をつけるのだという説明は県にしても国に言いわけがつかないのではないかなという、そんなようなことを私は推測します。

ですから、当然中央小の東のところ、それと消防署を過ぎて南玉のところ、下之宮のほうへ行けば新橋ができて、その下のところへ芝小の西から来る道と交差しますから、そこにはカルバートができます。ですから、そういうような形の中からこの裏のところも県のほうでももうあえて言えないとい

う立場に追い込まれているのではないかなと思います。

でも、先日のときに私、まだ期間がありますから歩道橋のほうは必要ではないかなと思っておりま
すので、町長を初め県に強く要望していくというのは終わった後に県のほうの職員には伝えてありま
すので、実際に今度は行動として移していきたいとは思っております。

議長（宇津木治宣君） 石内議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） ありがとうございます。

今のように実際に要望が始まっているということで、非常に心強い形です。やはり先ほど何か強い
言い方をしましたけれども、住民の方の意見を、また心情を早目早目に把握してやることが大事なの
かなと思います。道路のほうもこういう形で歩道橋とか、そういうのがもう要望してあるのだよ、ま
たはこういうところはこういうふうに要望してあるのだよねという形のを住民の方にお話しでき
れば、住民の方が安心して、この道路が開通して、これはこうなるのだ、こうなるのだというので、
こういろんな形が希望に満ちてくる形となりますので、そういうような、まだ途中の経過であっても
多少なりとも町の住民の方に話ができるような状況づくりをしていければありがたいと思います。今
後歩道橋という方向も検討の中に入っているということで、まず安心したところでございます。

同じような形でワクチンのほうも心待ちにしている方、またこれそうなればという形のものがいっ
ぱい出てくるかと思うのです。ですから、その心情のほうをくみ取っていただいて、町はすごいね、
玉村町の行政は住民の方の心の中をくみ取ってもらって一つ一つ早目早目に手を打っているなど言わ
れるような形をしていただきたいと思います。

今現在伊勢崎と佐波との協議をしているということですが、それからまた一段踏み込んで玉
村町先行してもやりたいのだよというような意思表示を、ぜひ町長のほうからしていただければあり
がたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 今医師会が伊勢崎佐波で、すべて伊勢崎佐波医師会で組んでおります。

ですから、この件につきまして先日も保健センターの所長といろいろ話したのですが、伊勢
崎とこれは同一歩調をとるのが一番最適ではないかと。医師会に対しても、それが一番いいのではな
いかということで話をしました。ですから、担当のほうで伊勢崎市と協議を始めましたので、その動
向を見守っていただきたいと思います。

石内議員さんが申されましたように、これはやったほうがいいのか、やらないほうがいいのかとい
ったら、絶対やったほうがいい、これはわかっているわけでございますので、その辺でご理解してい
ただきたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 石内議員。

〔 2 番 石内國雄君発言 〕

2 番（石内國雄君） ぜひ積極的にアプローチしていただいて、一日も早いワクチンの公的補助、助成をお願いしたいと思います。

次の高齢者の困り事支援の関係なのですが、先ほど町長の答弁の中では消費生活センターのこととか地域包括支援センターのことの中の窓口という話でされていたのですが、このお困り事もちょっとしたお困り事という話で私のほうでこう今話をさせていただいたのです。大きな作業とかという話になりますと、玉村町のほうでもシルバー人材センター等でやって、例えば1日がかりの仕事とか、そういうものについては安いお金で依頼ができて、そういうふうになっているかと思うのです。

私、お話しさせていただいたちょっとしたお困り事というので、実はあちこちの市町村とそういう取り組みをされているところが出ています。これは、例えば新聞なんかでもこう出ていたのですが、こういう投稿があったのです。蛍光灯がちかちかしているので交換したいのだけれども、もう年をとって高いところに手を伸ばすのは危ないし、家族は別居しているので電話してもすぐ来られないし、目がちかちかして容易ではないのだよねというのが、その家族の方に電話が行って、そうしたら、それをこう支援してくれるところというのがなかなかなかったという話です。たかが蛍光灯の交換することが、そういうものの支援がなかなかない。ヘルパーさんにやらしてもらおうというふうにしたらば、介護とはまた別の話ですから、なかなかその仕事を、気持ちよくやってくれる方もいますけれども、やんわりと断る方もおられると、そういう形。また、別料金になりますよというので言われて嫌になってしまったという話もありましたと。そういう形で、ちょっとした困り事への支援というのが非常に、私もこれから年をとっていくわけなのですが、その中でこういうのをやってくれる人、そういうのをやってもらえると本当ありがたいなというような投稿だったわけです。

現在、例えば伊勢崎市とか前橋市については、この包括支援センターの中でも困り事への対応の窓口が実はできております。伊勢崎市のほうは1カ所ぐらいなのでしょうが、前橋市のほうは何カ所もそういう困り事の窓口ができていて、内容によってはそれを関係機関とか、そういうもので対応しているということでした。また、行田市の例でいきますと、いきいき元気サポートというのをつくってありまして、ことしの1月からなのですが、日常生活でちょっとしたお手伝いの必要な市民の方に対して、これは有料のボランティアのサポーターを派遣して、こう見守りだとか、掃除だとか、洗濯だとか、買い物だとか、またそういうちょっとしたようなことをその利用者にサービスを提供していると。

サポーターの方というのを募集しているわけなのですが、20歳以上の方を募集して今現在登録されている方が95人おられて、そのうち60歳以上の方が80%、団塊の世代の方が登録されていて、まだまだ元気なお年寄りと、お年寄りと言ってはおかしいのですが、年配の方、もう私もそれにすぐ近づきますけれども、そういう方々が積極的に、本当にちょっと動けない人のところへちょっと行って、ちょっとお手伝いをする、そういうようなサポーターができていて、行田市では料金30分当た

り350円の金額で、これ利用券を使っているのです。そのところは、社会福祉協議会とか、また1つの窓口で、その利用券というのを購入していただいて、サポーターをしてもらった方に利用券として渡すと。サポート、仕事をしてその利用券をもらってくると、例えば1時間500円ぐらいの金額でその利用券を今度そこへ持っていくと地域の商店街の商品券にかえてやると。地域振興と、それからボランティアの関係とか、それから福祉事業の関係とか、今度のあの協働センターですね、協働推進センターがありますけれども、ああいうものがこう一体となったような形で住民の方へのサービス、それから若い年配の方の仕事の場、そのところには例えばちょっとしたことで行って話があって、例えば電球をかえたという形になれば、ありがとうという言葉も出るし、いや、そんなことはいいのですよというような言葉も出るし、といてちょっとした小遣いにもなるしと、こういうようないいことづくめみたいな形なのですけれども、それを行政のほうで1つの取りまとめをしたり、そういうものが必要ではないのかなという思いで玉村町もぜひそういうようなものを協働のサポーターとか、そういうの今できましたので、そういうものを利用して、また地域包括支援センターも利用してやれば非常にいいのではないかなというふうに思うのです。

実際桐生市でも同じような、こっちはシルバーサポート隊というのでシルバー人材センターがありますけれども、そういうところの中から一部の方たちがまた登録をして、本来だと1時間1,600円とかぐらいもらう仕事とはまた別枠で登録してもらった方が、それこそ何百円とかというお金でそれはそういうことはちょこっとできますよというような、また別枠でサポート隊というのをつくっていただいて、お年寄りや障害者の方の困り事に対応していると。そういうところで、やっぱり電球の交換とか蛇口のパッキンの交換だとか、家具をちょこっと移動したとか、そういうような細かなものを、時間でいくと30分もかからないような形のものを行っているということなのです。私古紙の回収というのを1つのグループの中で毎年やっている中のお手伝いをさせていただいているのですが、その中で古紙を持っていったときに係の人が話をされていたのが、例えば子供会でやったりとか、いろんな形で古紙の回収をするときも、いわゆる抜けているのは、お年寄りの方で重いものを持って玄関まで出すことがなかなかできないのだという話で、そういうところの回収は結果的にできないのですよねという話をちょっといつも伺っていたのです。

だから、逆に言うと、そういうところを手助けしてあげられたりとかすると、今度子供会で古紙の回収があるとか何かというときには、それを出したいのでちょっとサポートという話になれば、その分を縛ってあげて、外へ出しておいてあげると。そうすると、子供会のところはそれで回収ができて、いろんな形で役に立てると。そういうような形が人と人の触れ合いとか、ありがとうという言葉がどんどん飛び交うようなまちづくり、町長が目指しております協働のまちづくりを考えたときには非常に有効な手段でもありますし、またそういうようなサポートする方々がいっぱいふえてもらえるような行政からのアプローチ、それからそういうものを育てていくというものが、これは行政のほうの責任としてやっていけば非常に町民の方は喜ばれるのではないかなという形で今回質問させていただ

たのですが、町長この話をちょっと入れたところでの見解とか話をお願いします。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） これ、本来なら私が思うには、隣近所というのは昔であれば隣のおじさんに頼む、隣の若い衆に頼むということで事が済んだのですけれども、今の社会はその隣同士でもろくにあいさつもしない、また中にはふだん口もきかないというような関係のところも結構あるわけです。

そういう形で私が思うのは、向こう三軒両隣という昔の言葉がありましたけれども、そんなような地域づくりをしていかないとこういう問題は解決しないのではないかなと思ったのですけれども、今石内議員さんが言ったように、行政としてそこに出ていくということ。果たして、それ行政が余りそこへ出てしまって隣近所同士が余りうまくいかなくなってしまうというのでは困ると思うのですけれども、今の例でいきますと玉村町の場合だとほとんどそれ区長さんがやってくれているのです。例えば区長のうちに電話がかかってきて、野良犬が庭にいるのだけれども、困ってしまったと、どうしたらいいのだと。区長が、町の生活環境安全課のほうに電話をして、何番地の何々さんちに野良犬がいるのだけれども、来てくれないかという、うちの職員が要望があれば飛んでいくというのが今の現状でございます。区長さん、そういう仕事までしていますから非常に忙しい、本当に区長さんにちょっと負担をかけ過ぎているのかなと私もふだん思っているのです。だけれども、区長さんは非常にそういう住民からの要望には素直にそれを受けて立つという気持ちでいるので、大変区長さんにはありがたいなと思っているのですけれども、それを区長さんに余りそういう負担をかけるのではなくて、今言ったような形で協働のまちづくりの中で町としてもそういうことに、本当に小さなことですよね、そういうことに手を出さなくてはいけないかなと。

今後ますます高齢化社会に入りまして、ひとり暮らしの高齢者、また夫婦2人だけれども、もう80歳過ぎて、とてもいすの上に上がったり、階段を上ったりすることができないというような家庭はこれからふえてくるわけです。そうすると、本当に今言ったように電球1つかえるのもそうだし、入り口のといがちょっと外れてしまったので雨が漏っているのだけれども、それを直すのにどうしたらいいのだとかという話も出てきますよね。そういうものをどういうふうな形でサポートできるかというのは、やはりこれからは行政がその辺に介添えしてやっていかなければいけないのかなと。ただ隣同士で仲よくやってくださいなんていうことだけでは済まないのではないかなと私も思っております。中には、私のところへ直接電話来るのもあります。この間来たのはこういうのです。隣の木がうちの庭のほうに枝が来て困っているのだけれども、どうしたらいいのですか。それは、隣に言ったらどうですかと。いや、隣の人とは口きかないのですという話なのです。それで、では区長さんを通して隣の人に話したらいかかと言ったら、そういうこともしただのだけれども、なかなかそれでもやってくれないので町長のところへ電話したのだという話なのですけれども、現実はそのことまで隣近所の付き合いがそうってしまったのかなというそういう現実もあるので、私も必ずしも隣同士で

うまくやればいいのだということではないなというのは感じております。

そういう意味でも、今石内議員さんが言ったような形で行政がそこへ力を出して、手をかしていくということは今後はもっともっと必要かなと、そのための組織づくりも必要かなと考えております。

議長（宇津木治宣君） 石内議員。

〔 2 番 石内國雄君発言 〕

2 番（石内國雄君） 今町長が最後のほうで言われたように、組織づくり、行政がかかわるのが必要かなという感じを受けるのです。

協働のまちづくりを考えたときに、こういうようなちょっとしたサポートになるかと思うのですが、今の近所のつき合いのちょっとしたお手伝いとかそういうのもなかなかしづらくなっている社会情勢ではあるのですが、玉村町は住みやすいところなのですよねという形で町長は常にアピールして、ここに住んでくださいよ、住みやすいところですよという話をしておられるわけです。その中の、例えばこういうものがあると、お年寄りの方にもこういうサービスをしている町なのですよねと、こうアピールにもなるということなのです。

それから、あと私のほうでこの中でちょっとこれを考えている中で気がついたところは、ちょうど私たちの年代、先輩たちから団塊の世代という方々が60歳から70歳までは昔と違って、いわゆる働き盛りはまだまだ残っている世代なのです。世代の方が玉村町に、これからどんどん多くなるということです。とって、景気はこのような状況ですから勤めるところは余りないという話です。それで、とって年金とかそういうような収入はある程度確保されている方も多くおられます、その60歳から70歳、75歳ぐらいの世代の方です。その方々が、女性の方の場合は近所つき合いがあって、いろんな形でにぎやかにどんどん健康になっていくのですが、私自分のことを考えたときに、職場には行ったり来たりはしているのだけれども、近所つき合いがいまいちだったりとか、私はたまたまこういう立場をいただいたのでちょっと違いますけれども、いろんな方を見ていると、退職してしまってうちにおられて、おつき合いするところがなくて、つき合いに行くときは町の外へ出て行って昔の会社の人とおつき合いをするという形で、地域のところになじむというのがなかなかできない。そういうようなものを見て、町にとって物すごく力になる方々は、こういう方々が会社での経験だとか、いろんな形の経験を持っている方々が町の中でちょっとした動きができると非常に町が変わるのではないかなというふうに思い立ったのです。特にその60から、先ほどの行田市の例できましたけれども、サポーターの方がやって95人いるのだけれども、そのうちの8割が60歳以上の方なのだというこの現実を見たとき、ああ、やっぱりそうなのかなというふうに思いまして、そういう方々を町の行政のいろんな分野にかかわってもらえるような町からのいろんな事業の発信が必要ではないかと。お金とかそういうものを使うのではなくて、人を動かすサポートをしてあげれば、一つ一つのグループができれば、そこへ連絡をとればそこからできるというような形になると思うのです。

サポートセンターとかそういうものを使いながら、そういうグループの育成も、また結成のサポー

ト等をしていったり、運営のサポートをちょっとしてあげればどんどん町の中の協働のまちづくり、若い高齢者の方がいっぱいいると、そういう町になるのではないか。そしてまた、私もちょっとした小遣いが欲しいなという方、ちょっと仕事したらちょっとした小遣いをいただいて、昔だと何かちょっとやってくれるとたばこ銭をもらって、悪いねという話で、金なんか要らないのだよ、金は渡せないからこんなものでたばこ銭というのをもらっていて、ちょっとやったというのをよく姿を見ているけれども、そういうような感覚での高齢者の方のお困り事。これは、今高齢者の方のお困り事というので取り上げましたけれども、実はこれをやっていきますと対象者は高齢者の方だけではなくて、いわゆる障害者の方とか、そういうところまでやっぱり広がっていくものだと思います。いろんなグループのところ町の中にできて、それこそ区ごとにそういうのがあれば非常に区長さんも楽になるでしょうし、皆さんが交流が図れると思いますので、ぜひ町のほうで積極的に取り組んでいただければということをお願いしまして、これからは町長のほうでやっていくというようなお話だったと思うのですが、もう一度そこだけ、ちょっと決意だけしていただいて、ぜひよろしく願いいたします。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 高齢化社会でございます。そういう中で、玉村町の場合大変高齢者が元気でございますので、非常にありがたいなと思っておりますけれども、これは必要な部分でありますし、特に私が今やっているのがシルバー人材センターをもっともっと活用しようということで、積極的にそちらのほうに仕事、町の仕事も回したり、何かをしてシルバー人材センターを使っております。それだけではなくて、今言ったような形のこの組織というのですか、そういうもので本当に高齢者や弱者が困り事に対して安心して頼めるという方法を、これからもっともっと研究して、本当に町の中が住みよくなるような形にしていきたいと思っておりますので。

また、いろんな面でいい知恵がありましたらご指導していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇津木治宣君） 石内議員。

〔2番 石内國雄君発言〕

2番（石内國雄君） ぜひ実行していただくような形で研究して、一日も早くこれも皆さんのためになることだと思いますので、ご検討をよろしく願います。

以上で質問を終わります。

議長（宇津木治宣君） 休憩いたします。2時30分に再開いたします。

午後2時13分休憩

午後2時30分再開

議長（宇津木治宣君） 再開いたします。

議長（宇津木治宣君） 次に、5番齊藤嘉和議員の発言を許します。

〔5番 齊藤嘉和君登壇〕

5番（齊藤嘉和君） 5番齊藤嘉和でございます。通告に基づいて一般質問、2点について質問をさせていただきます。

1点目、入札業務の現状と委託料について。以前は、入札というと談合の情報がついて回る時代がしばらく続きました。今では電子入札の手法を取り入れることによって、公平公正な業務が進められているといたします。我々は、そのことを信用するしかありません。町では、この4月より入札予定価格の公表に加えて最低制限価格制度、総合評価落札方式、そして低入札価格調査制度の試行導入を始めました。それらを踏まえて、次の点について質問を行います。

1点目として、入札執行の現状と入札審査会の役割についてお伺いをします。

2つ目、随意契約による業者選定の現状について質問いたします。

3つ目、最低制限価格制度、総合評価落札方式、低入札価格調査制度の試行導入の目的と、これに対して期待するものは何か、これらについて答弁をお願いいたします。

次に、委託料について伺います。22年度の予算書には、各分野にわたって数多くの委託料の項目があります。その委託の内容については、さまざまな要件や事情があるかと思えます。

そして、委託料の設定はどのように決められるのか。

そしてまた委託先の業者選定はどう行われているか。

そして、3つ目としまして前例踏襲的になり公正、透明性が損なわれていないか、以上について入札、そして委託料についての答弁をお願いいたします。

2つ目としまして、町の上水道事業の現状について質問いたします。生活をする上で最も欠かせないものの一つの水、蛇口を回せばごく当たり前のように出てくる水であります。各地の簡易水道に始まり、町営の水道事業、そして県央第二水道からも一部供用を受けている現在の上水道事業になりました。

そこで、1つ目の質問、水質や供給水量と県央第二水道からの供給水量の現状についてお伺いをします。

2つ目、地下水をくみ上げることによる地盤沈下や岩盤の状況などについての調査はどのように行われているか、お伺いをします。

3つ目、今年度は県央第二水道からの協定量の見直しの時期に当たりますが、23年度以降県との供給水量についての協議はどのように行うか、その考え方を伺いいたします。

4つ目、水道料金の收受業務を民間業者に委託しましたが、収納率の向上など改善が進んだかどうか

か、これらについてお伺いをします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（宇津木治宣君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 5番齊藤嘉和議員の質問にお答えいたします。

まず、入札業務の現状と委託料についてでございます。1番目の質問にお答えいたします。最初に入札執行の現状と入札審査会の役割についてのご質問ですが、入札執行の現状としましては建設工事、建設コンサルタント業務の入札は平成21年度より事務の効率化を図るため電子入札を導入し、総務課で行い、委託業務や物品等の入札は従来の紙入札により各担当課で入札を行っております。

建設工事では、原則として設計金額5,000万円以上は条件つき一般競争入札を採用し、設計金額5,000万円未満の工事では指名競争入札を採用し、入札を行っております。

建設工事の指名業者の選定に当たりましては、競争入札参加有資格者の中から指名基準により選定を行い、入札審査会に付議し、審議をして決定をしております。落札者の決定は、入札を行った指名業者の中から予定価格の範囲内で最低価格をもって申し込みをした業者を落札者として契約を行っております。

次に、随意契約による業者選定の現状についての質問でございますが、随意契約を行うことができる場合は地方自治法施行令第167条の2、第1項第1号の規定による限度額の範囲に限られており、またこの限度額を超える場合であっても第2号から第9号の規定に該当する場合には随意契約によることができるとなっております。随意契約による業者の選定に当たりましては、第1号の規定による限度額の範囲を超えるもので、第2号から第9号の規定に該当する場合は入札審査会において審議をし、決定をしているところでございます。随意契約による相手方の決定は、見積もり合わせ、見積もり依頼により予定価格の範囲内で最低の価格をもって見積書を提出したものを契約の相手方として決定し、契約を行っております。

次に、総合評価落札方式、最低制限価格制度、低入札価格調査制度に期待するところのご質問ですが、これらの制度は公共工事の品質の確保、低価格入札によるダンピング受注を排除するため今年度より試行しております。これら制度につきましては、今年度の試行結果を踏まえ、適切に活用してまいりたいと考えております。

続きまして、委託料についてのご質問ですが、委託料の設定、これは設定価格です。設定は委託業務を行う各担当課において積算基準により、また参考見積もり等を徴し、適正価格の把握に努め、経費節減を念頭に置いて算定をしております。

委託業者につきましては、設計価格をもとに予定価格を決定し、指名競争入札や随意契約の方法により決定をしております。委託業務は、施設管理業務、調査業務、設計業務など多種多様であり、これら業務の中には既存のものと密接にかかわっているもの、専門性・特殊性を有するものが多く、そ

の性質、または目的が競争入札に適さないと判断され、1社を指定しての特命随意契約が採用される場合もあります。このような場合であっても、可能な限り競争性が図られるよう入札審査会において厳正に審査を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、上水道事業の現状についての質問でございます。当町の上水道事業は、ご質問のとおり水源を地下水と県央第二水道からの受水で各家庭等に供給をしております。水源である地下水の水質は鉄及びマンガンにおいて高い数値が出ているところもございますが、ろ過池による除鉄、除マンガンにより処理をしておりますので、今のところ特に問題はありません。また、県央第二水道からの供給量は年間81万4,680立方メートルであります。総配水量の県央第二水道の割合は昨年度実績で15.65%になります。

平成23年度以降の受水量につきましては、計画当初は年々受水量を増量することになっておりましたが、地下水の水質の変化や急激な人口増がない限り、財政事情も考慮し、今年度と同様になるよう折衝していきたいと考えております。

また、地下水のくみ上げによる地盤沈下や岩盤の状況調査については、当町においては調査等はしておりませんが、地盤沈下については県の調査報告がホームページにて公開しておりますので確認しております。

収受業務委託の件ですが、平成20年度より実施しており、収納率は平成21年度が96.45%、平成20年度は96.28%となっております。これが委託前の平成19年度が96.1%ですので、収納率の向上が若干ながら見られておるのが現状でございます。

以上です。

議長（宇津木治宣君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 自席より引き続き質問を続けてまいります。

まず初めに、入札の今年度より試行導入ということで開始されましたその3つのもの、これらについて具体的な内容についてお聞きをしたいと思います。

最低制限価格制度の内容、そして総合評価落札方式、低入札価格調査制度、これらについて一つ一つ具体的にお聞きしたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 今年度から始まりました入札制度の中で、最低制限価格制度、総合評価落札方式制度、低入札価格調査制度のご説明ということでございますが、まず初めに総合評価落札方式でございますが、工事の担当企業を入札させる場合に、その会社が客観点数というものが現在ございます。

これは、建築業法の27条の23の規定による経営事項審査の審査経過というのが総合評点ござ

いまして、これと直前2年前の完成工事によります検査結果、工事の成績について判定した数値をもとにした主観数値というものがあります。これを総合数値といたしまして入札参加する企業を決めております。

それから、最低制限価格制度と申しますと、予定価格を設定いたしましてある程度のパーセント以下の入札価格ですと、その発注した事業の成果もとの保証が得られないということで、先ほど町長からもご答弁がありました。ダンピング受注だとかという問題もありますので、それを制限する制度ということでございます。内容的に申し上げますと、調査基準価格といたしましては予定価格の算出基礎となった次の各号に掲げる合計額とするということでございます。直接工事の95%、共通仮設工事の90%、現場管理相当額の60%、一般管理相当額の30%で、上記の合計額が予定価格の85%を超える場合は予定価格の85%ということです。予定価格の3分の2に満たない場合には、予定価格の3分の2を調査基準といたしまして、先ほど申されました最低価格調査制度の調査を行うという形になろうかと思えます。

以上でございます。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） なかなか総合評価落札方式については、今言われるようないろんな、もっとわかりやすい説明を聞かないとなかなか理解も進まないのですけれども、1つ例を挙げれば、例えば今年度4月から試行されて、これに該当したというか、試行でこの制度を導入した工事があったかどうかお聞きをしたいのですけれども。

議長（宇津木治宣君） 重田総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 電子入札の試行に伴いまして今年度から始めておりますが、実際に入札を行っておりまして、最低制限価格に係る入札はありませんでした。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） そうではなくて、とりあえず総合評価落札方式に該当したというか、これで評価点等加味した工事があったかどうか。

なかったら、最近の工事、例えば玉中だとか改築工事だとか、何かあといった工事がこれから該当しますとか、例を挙げて説明をしていただきたいのですけれども。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） ちょっと今確認させますので、工事があったかないかについては大変申しわけありません、本年度、22年度における5,000万円以上の工事発注はありませんので、そ

のものはありませんでした。

また、玉中の改築工事につきましてはそれ以前のものということで、総合評価落札方式の該当にはなっておりませんです。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔 5 番 齊藤嘉和君発言 〕

5 番（齊藤嘉和君） そうなのですが、玉中がもう二、三年前の話ですから、その当時はもちろんこの制度はないからいいのですけれども、ああいったものの5,000万円以上低入札価格、これ5,000万円を超えるものですよ。

そうすると、低入札と総合評価と同時に5,000万円以上の工事になると該当する、そういうことでよろしいですか。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔 総務課長 重田正典君発言 〕

総務課長（重田正典君） はい、そのとおりでございます。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔 5 番 齊藤嘉和君発言 〕

5 番（齊藤嘉和君） わかりました。

そして、試行ということなのですけれども、本格的な導入というのはいつごろから予定をされておりますか。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔 総務課長 重田正典君発言 〕

総務課長（重田正典君） 今年度1年度試行してみまして、その結果をもちまして次年度から実施するかどうかを決めていきたいということでもありますので、いつからということはまだ決まっておりません。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔 5 番 齊藤嘉和君発言 〕

5 番（齊藤嘉和君） 総合評価、それぞれ最低制限価格は5,000万円未満、そういった5,000万円以上の工事価格というのは余り数はないかと思えますけれども、最低制限価格制度になりますと5,000万円以下の工事は結構あるわけですが、例えば1,000万円を超えなければ調査対象にしないとか、この内容を見ると入札の広告といいますが、電子入札をスタートするときその最低制限の価格を決めて、別途封書のような形で保管しておく、そのように私は理解したのですけれども、そういうことで、そうすると毎回毎回予定価格というのは公表されるわけですが、その最低制限価格を設定して、それを封筒とかに入れておくということは、全部の工事に該当させるといいますが、そこら辺はどういうふうな予定でおりますか。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 予定価格が公表であるために、実際に入札にかけるときに最低制限の価格については事後公表ということでもありますので、おのおの決めて保管しております。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） ちょっと事後公表ということはわかるのですが、もうスタートする段階というか、入札の公告というのですか、入札を行いますよ、それをしたときに予定価格を発表する、そしてそれと同時に最低価格を設定しておいて、それは別の場所に保管しておく、そのように理解しているのですが、それで開札して、その開札のときに金額と比べて可否を決める、そういうことかと思うのです。そこら辺はどんな感じでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） ですから、事業ごとの執行を行うときに予定価格を決めます。そのときに、当然予定価格が出てくるわけですから、最低制限価格も出てくるということでご理解いただきたいと思います。ですから、それとあわせて保管をするということになります。

それで、入札が行われまして該当がない場合にはそのままですが、実際にそれに該当する場合には調査が行われるということでございます。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 先ほども随意契約だとか、随意契約の町長の説明の中で限度額という項目があった、限度額というふうな話があったと思うのですが、この限度額というのは具体的に何万円以下の随意契約にするとか、そこら辺をちょっとお聞かせ願います。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 随意契約のできる金額ですが、地方自治法施行令第167条の2、第1項の1号によって決められております。

工事または製造の請負につきましては130万円、財産の買い入れ80万円、物件の借り入れ40万円、財産の売り払い30万円、物件の貸し付け30万円、前各号に掲げるもの以外のものについては50万円ということによって決められております。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） そのこと、私も130万円からで物品の購入については80万円、そのぐら

いは聞いていたのですけれども、ちょっとわかりにくい話だったものですから改めて聞かせてもらいました。

そして、50万円を下回るものは小規模修繕工事ということで都市建設課等では、また水道関係もそうかと思えますけれども、小規模工事の登録業者ということでしてもらっているかと思うのですけれども、その50万円から130万円の間の工事価格というものはどんな決め方を都市建設課あたりではしているか、ちょっと具体的な例でお聞かせ願います。

議長（宇津木治宣君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） 私の下には担当の者もおります。長年経験を持った職員の中からこの業者に、またその地域で看板を持っていますから、その辺の配慮というのは何年か前、貫井町長になられてから町のほうでも50万円以下の小さな工事、看板は出しているのだけれども、なかなか仕事をもらえないという地場産業をしている方がおりますから、その辺のところの配慮もしながら決めさせていただいています。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） これは、指名ではなくて随意で地域性を考えたり、工事の大きさという意味もないでしょうけれども、この工事はこの会社が適当だろうとか、そんなふうに推測するのですけれども、そういうことなのでしょう。

議長（宇津木治宣君） 横堀都市建設課長。

〔都市建設課長 横堀徳寿君発言〕

都市建設課長（横堀徳寿君） そんなふうなところもありますが、もう一つは緊急時、水がふえたり穴ぼこの補修があったり、玉村町地域をある程度のブロックに分けて、すぐに出動してもらえる協力体制の理解のある会社にはやはりそれなりのこともしていただきたいなということもありますので、ふだん何も仕事も出さずに、急いでいるときだけすぐやってくれというのは、やはりその辺のところは人情的にも不可能かなと思いますので、血の通った行政はしたいなと思っております。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） わかりました。

次に、委託料の関係について質問を続けたいと思うのですけれども、先ほど言うように町の予算書の中で委託料のつく名前のものが何項目ぐらい列記されているか勘定しようと思ったのですけれども、何ページか勘定したらとても嫌になってしまって、私も勘定するのをやめてしまったのですけれども、いろんな業務委託だとか、その単なる委託料でもいろんな書き方があるので、今言う振り分けすることも大変だし、仕事内容によっても一概に言えないのかな、そんなふうにも考えたところで、いずれ

にしても相当ある中で、先ほど町長からも答弁があったのですけれども、総体的には先ほど町長が言われたようなことだと思うのですけれども、総体的なことを突き詰めてもしょうがないので、ちょっと3つばかり具体的な委託料の内容についてお聞きをしたいと思います。

1つ目は、進められている第5次総合計画策定事業の業務委託料897万3,000円ということがあるのですけれども、これらの業務委託の範囲と何社がそういった業務をしている会社との打ち合わせの中で業者を選定して、この決まった業者に委託することに決まったとか、そしてまた金額についてはこんな決め方があったとか、ちょっとそこら辺、第5次総合計画関連の中でお聞かせ願います。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 第5次総合計画の委託料ということでのご質問だと思いますが、第5次総合計画の委託業者を決定するまでの流れをご説明したいと思います。

第5次総合計画をつくるに当たりまして、町ではおおよその大体の概算で委託料がどのくらいかかるかというのは見積もりはいたしました。それで、町に入札参加のある業者の中で実績を有している業者数社、あのときは5社だと思いますけれども、5社を選定いたしました。それで、5社の方々に町へ来ていただいてプレゼンをしていただくと。町の庁舎内にその審査する組織を設けまして、そのプレゼンの結果プラス相手が町の業務内容に適した金額で入札ということで応札してくるわけでございますが、その金額を加味した中での落札者決定ということでございます。

業務といたしましては、調査業務から書類の作成、まとめ、郵送の取りまとめだとかいろいろありますが、そのものを2カ年において行うということでの入札を行ったわけでございます。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） これは、今5社でプレゼンをしてもらってということなのですが、その業者によってそれぞれ業務の内容と申しますか、する内容がみんな一律な内容ではないのかと思います。

そうすると、A社にとってはこういうふうな総合計画の分野でこういうところを重点的にこんなふうにやってみたいとか、それぞれ特色がある5社のプレゼンになるかと思しますので、そうしたときに金額も、では一概に一番低いから、そのプレゼンの会社落札するか、必ずしも金額で決められなくて、ちょっと金額は高いけれども、あの会社のC社の提案されたものはちょっといいな、検討してみたいなとか、そんな決め方もあると思うのですけれども、そこら辺はその町が要求していた内容をクリアしていれば、みんなそういう横一列で、あとは金額次第ということなのか。

一概に金額が安いからあの会社がいいと、そういうことにはつながらないと思うのですけれども、そこら辺の結果はどんなふうな内容だったでしょうか。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） 正式にちょっと書類が今ここにはないので、正確なお答えはできないかとは思いますが、内容的にはプレゼンの内容で、その応札した企業の姿勢、要するに仕組み等のものを十分判断しまして、その点数と見積価格の点数を足したもので要するに落札者を決めたということでございますので、一番安いところが落札したかどうかというのは今ちょっと記憶的に確かではないのですが、そのような形で決めさせていただいているということでご理解願いたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） そういうことで897万3,000円というのはもちろん妥当な金額ということで提案され、議決されたものだということで進んでいるかと思えます。

次に、ななみの件でお伺いしたのですが、委託料516万円なのですが、3年目ぐらいですか、三、四年、もっとだったかな、わからないのですが、これについては群馬県内、また周辺市町村でも同様なエフエム局あると思えますけれども、そこら辺と比べてどうでしょうか、高いか安いか。

議長（宇津木治宣君） ちょっと休憩します。

午後3時04分休憩

午後3時05分再開

議長（宇津木治宣君） 再開します。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） ななみに対する委託料でございますが、積算といたしましては類似のエフエム局に対する行政の委託料を参考にして積算されております。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） よく3月議会でも議論になったかと思えますけれども、これもやっぱり聴取率なかなか調査できない、していないという話ですけれども、聴取率をかんがみてもそういった、聴取率が全部低いから安くという、そういうわけにもいかないのかわからないのですが、いずれにしてもそういう経過を持って決められたということで、これについてはそれで結構です。

もう一点だけ聞いておきたいのですが、これも委託料ということでクリーンセンターの管理

委託料1億7,900万円ということなのですからけれども、これは焼却炉そのものが株式会社タクマですよね、それでその子会社であるタクマテクノスが管理業務と申しますか、運転業務をしている。これは、ほかの管理会社と申しますか、するわけにはいかないと思うのですけれども、ここら辺の焼却炉のスケールというか、規模によって人件費がこうで、また運転時間がこうだとか、その焼却炉のトン数によったり、そういったところからこの金額等が出てくるのには、そこら辺はどうでしょうか。

もう何か親会社と子会社だから、もうこの金額に決まっているのだよというのと、何か公正さというか、どうなのかなと思う場面があったのでちょっと聞いてみるわけなのですけれども。

議長（宇津木治宣君） 総務課長。

〔総務課長 重田正典君発言〕

総務課長（重田正典君） クリーンセンターの委託料の話でございますが、現在タクマテクノスに委託しているということで、製造者でありますタクマさんと子会社関係になるということのご指摘だと思います。

運営に当たりましては、施設の保守点検に専門的な知識が要するという部門もありまして、タクマテクノスさんをお願いしているということがまず1つということでございます。これについては、もう性質だとか目的が競争入札に適さないということで、そんなような形になっております。

また、年間の委託料につきましては、クリーンセンター等の施設協会というものがあるのですけれども、そこが基準の人件費だとか何かの標準を出しているわけです。その標準に基づきまして積算したものと、相手の見積もりとを比較しましてお願いしているということでございます。単に相手の言いなりということではありませんので、ご了解願いたいと思います。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） わかりました。

次の上水道関係について何点かお伺いをしたいと思います。先ほど、町長からも県央第二水道については現状維持と申しますか、今までのような引き受け水量でいきたいというふうな話があったのですけれども、今は県央第二が昔つくった毎年何%か上がる水道送水計画量ではなくて、もう今洗濯機にしても食洗機にしても、みんな節水とやら、エコ、そういったものに気を使った電化製品等ができていますので、当然また県全体でもそうですけれども、玉村町にとっても人口減、当初の計画した人口よりは当然少ない人口で今推移しているということなので、もう県央第二からの取水量を多くすることとはとても考えられないと思うのですけれども、それは関係6市町村ですか、村はなくなったのか、前橋市のその担当者が世話焼くような形でやっていると思うのですけれども、そうですね、6市町、これは県もリッター110円かと思っておりますけれども、これを値下げするという話も考えているのかどうか、そんな点もあるのですけれども、ちょっとそこら辺県央との話をさせていただけますか。

議長（宇津木治宣君） 原上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） 県央第二水道との基本協定ということで3年ごとに見直しをしています。前回は20年3月ということであります。それに伴いまして、20年から25年までは年間81万4,680トンということになっておりますが、協定書の中で23年度から25年度までの使用量はことし22年度に協議をして決めるという協定になっております。

今後県のほうで会議等が開かれて、そこで示されるかと思いますので、それで検討をしたいと思えます。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） 県央からのものが町水道の15.何%と町長は言われましたけれども、これらが適当な数字かなとも思うのですけれども、まるっきり少なくとも保険的に町の水道にトラブルがあったり、緊急性のようなときにもある程度の16%ぐらい県から買うのがいいのかなと思えますけれども、そこら辺はこれから協議がスタートすると思うのですけれども、前回はその要望書という形で県に出しているのです。県の企業局ですか。

だから、今回も要望書という形で今までと据え置きの水量の継続ということでもた出るのだから、いづれにしても最低でも現在並みというふうな形が基本姿勢だと思うのですけれども、その町として基本姿勢というのはどんなふう考えていますか。

議長（宇津木治宣君） 原課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） 現在前橋市、伊勢崎市、桐生市、渋川市、あと玉村町が受水をしています。それで、町村独自では交渉等はできないということで、今前橋市さんが代表となっておりますので、その会議の結果次第で相談をしたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） わかりました。

次に、水道管の老朽管の更新状況について若干お聞きをするのですけれども、私もせんだって上下水道課に聞きましたら、総延長の5%で15キロぐらい残っていると、そんなふうな話を聞いたのですけれども、5%というところかなり更新が進んでいるのかなと思えますけれども、また逆に15キロも残っているというところ、これはまたどのくらいの期間かかって全部更新が終わるのかな、そんなふうにするのですけれども、この5%の15キロの延長というのは課長から見て、あと何年ぐらいすると更新ができるように考えますか。

議長（宇津木治宣君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） 15キロというのは、石綿管だと思います。現在簡易水道のほうが残っている地区がございます。なお、今回下水道工事を行っております。そのときにはすべて石綿は解消しております。

今現在残っておるのが、下新田、昔の簡易水道ですね、民地を通ったり、あとは川井、飯倉、五料にかけて、あとは箱石地内ということで、芝根地区に多いと思います。

現在は、下水工事にかわりまして、あとは道路工事に合わせて布設がえをしております。それにつきまして、何年とはまだ申し上げられません。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

5番（齊藤嘉和君） なかなか年数を数字で言うのは大変なのかわかりませんが、それと関連して水道管には耐震適合性というふうな、その見方のあらわし方があると思うのですけれども、この間もちょっと出ていたのですけれども、その震度6から7、それがダクタイル鋳鉄管は耐震適合性というふうになるのかな。

そうしたら、ダクタイル鋳鉄管そのものはなるのだけれども、結合部、その接続部の強度が何か問題があるとか、そんなふうな話も聞くのですけれども、この間の新聞にあったのは県央第二なんかはもう100%、震度6、7に対する耐震適合性があるなんて出ていたのですけれども、これ今の課長の言われるような玉村町では具体的な、これらについて改めて何%ぐらいが耐震適合性を終わっていると、別にそこら辺の数字をとったりしたことはないのかどうか。また、現在でも耐震適合性には合うのだよとか、そこら辺ちょっとお願いしたいのですけれども。

議長（宇津木治宣君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 原 幸弘君発言〕

上下水道課長（原 幸弘君） これは、昨年調査の結果が上毛新聞に載ったかと思えます。

それによりますと、町内の主要道路ということで地震の震度が6から7の揺れに耐えられるという調査だと思います。それによりますと、耐震適合性のある管というのはダクタイル鋳鉄管のNS型、S型というつなぎの部分のことをいいます。それによりますと玉村町は東和銀行さんの十字路、東西の横断部分に500ミリの管の部分、28メートルを使用しております。

そのほかにつきましては、町の75ミリ以上の管につきましてはダクタイル鋳鉄管のK型というのを使用しております。そのK型の使用、特徴につきましては伸縮性と屈折ですね、上下運動に耐えられるという管でございます。NS型というのは、それ以上に優秀な管ということであります。なぜかといいますと、十勝沖地震及び新潟中越地震でそのNS型は被害がなかったということで認証されております。

今後玉村町においても、県道、国道とか主要部分の横断につきましては、そのNS型の採用も検討をしたいと思えます。

議長（宇津木治宣君） ちょっと休憩します。

午後 3 時 1 8 分休憩

午後 3 時 1 8 分再開

議長（宇津木治宣君） 再開します。

議長（宇津木治宣君） 齊藤議員。

〔 5 番 齊藤嘉和君発言〕

5 番（齊藤嘉和君） いずれにしても、その耐用年数も何か工事して 4 0 年が耐用年数だというふうな話も聞くのですけれども、その 4 0 年もすると最初にやったところはまた少なくともその 4 0 年経過して、また布設がえする時期にもなったりするのかな、そんなふうに思います。

それと、塩ビ管も相当あるというふうな話も聞くのですけれども、いずれにしても年次計画といいますが、そういうことで企業会計ですから町のあれもなかなかない、そういう中ではまた水道料も値上げできない、そういうことの中でできるだけ上手な年次計画でこれからも進めていくものと思いますので、そこら辺は善処をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○散 会

議長（宇津木治宣君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、あしたは午前 9 時までに議場にご参集ください。ご苦労さまでした。

午後 3 時 2 0 分散会